

資料編

1. 亀山市の概況と計画条件の整理
2. 市民意識調査

資料編 1 . 亀山市の概況と計画条件の整理

(1) 亀山市の現況

① 位置と概況

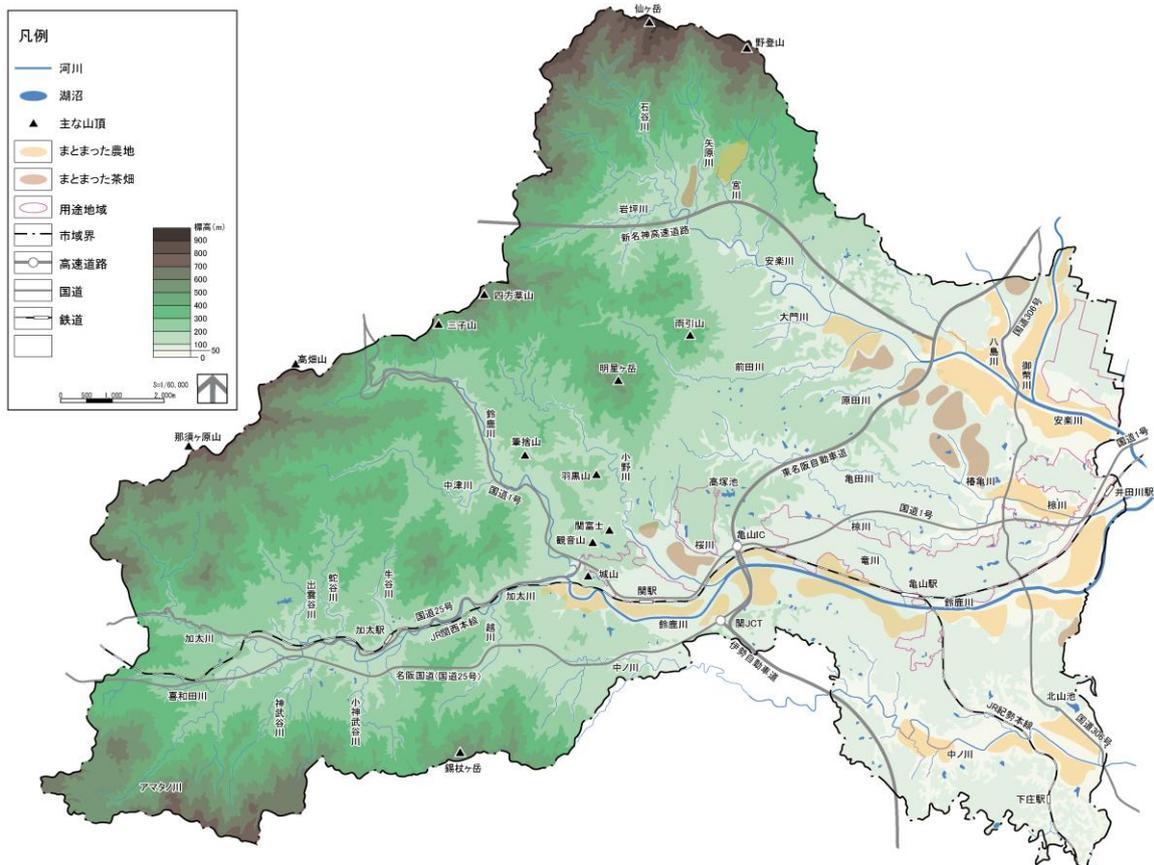
亀山市は、三重県の中北部に位置し、県内の主要都市である津市や四日市市、鈴鹿市からは20km圏内に、名古屋市から約50km、大阪市から約100kmに位置しています。

本市の歴史は古く、古代、鈴鹿の関は、越前の愛発、美濃の不破とともに日本三関と呼ばれ、都と東国を結ぶ交通の要衝として栄えてきました。江戸時代に入ると、亀山宿、関宿、坂下宿は東海道の宿場町としてにぎわい、関宿は、西の追分で大和・伊賀街道が、東の追分で伊勢別街道がそれぞれ東海道から分岐していたため、多くの人やものが行き交い、また亀山宿では、亀山城を中心としたまちが形成され、現在の中心市街地の基礎となっています。

また、明治時代には、関西鉄道（現関西本線）と参宮鉄道（現紀勢本線）が開通し、鉄道のまちとして発展してきました。

現代では、街道の1つである東海道に平行して、国道1号が整備され、その後東名阪自動車道や伊勢自動車道などの高速道路網が開通し、名阪国道（国道25号）や国道1号とも結節すると、企業が立地し内陸産業都市として発展してきました。

特に近年は、高速道路網の発達にあわせて大規模な工場や工業団地が整備され、平成14年には液晶産業や関連企業が立地したことで本市の工業はめざましい成長を遂げています。また、平成20年には新名神高速道路が開通するなど、今後の県内外を代表する新産業拠点としての役割を担っていくことが期待されています。

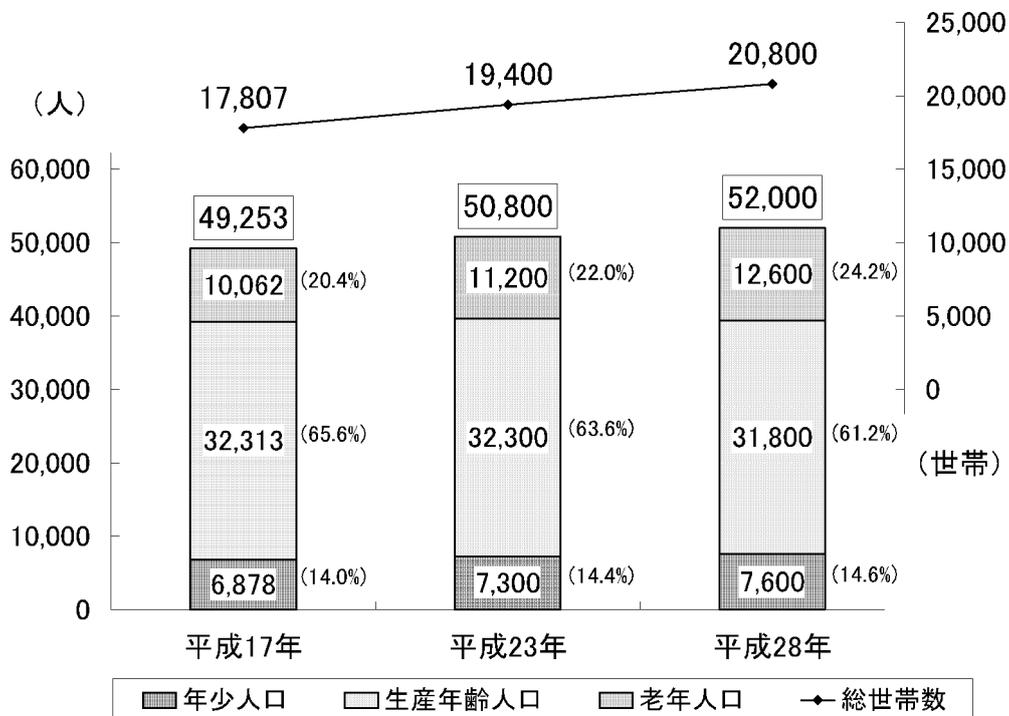


② 人口の現状と動向

亀山市の人口は昭和60年以降増加傾向にあり、特に昭和60年～平成2年、平成12年～17年の間で大きく増加しています。国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口（平成12年までのデータで推計）は、平成17年をピークに減少傾向を示していましたが、亀山・関テクノヒルズへの企業立地等の効果により、平成17年は増加傾向を示しました。

このことから、第1次亀山市総合計画においては、今後も、伸び率は鈍化しながらも人口の転出入が続くものと想定し、目標年度である平成28年度の総人口は約52,000人と見込まれています。

図 亀山市の人口の推移と将来推計



※「亀山市第1次総合計画」より

注) 平成17年国勢調査結果以外のデータは、特に断りのない限り、旧亀山市と旧関町それぞれのデータを合算した値です。

③ 世帯数の状況と動向

亀山市の総世帯数は昭和60年以降増加傾向が続いており、特に平成12年～17年の間では大幅な増加を示しています。

表 亀山市の総世帯数の推移

資料：各年国勢調査
(世帯)

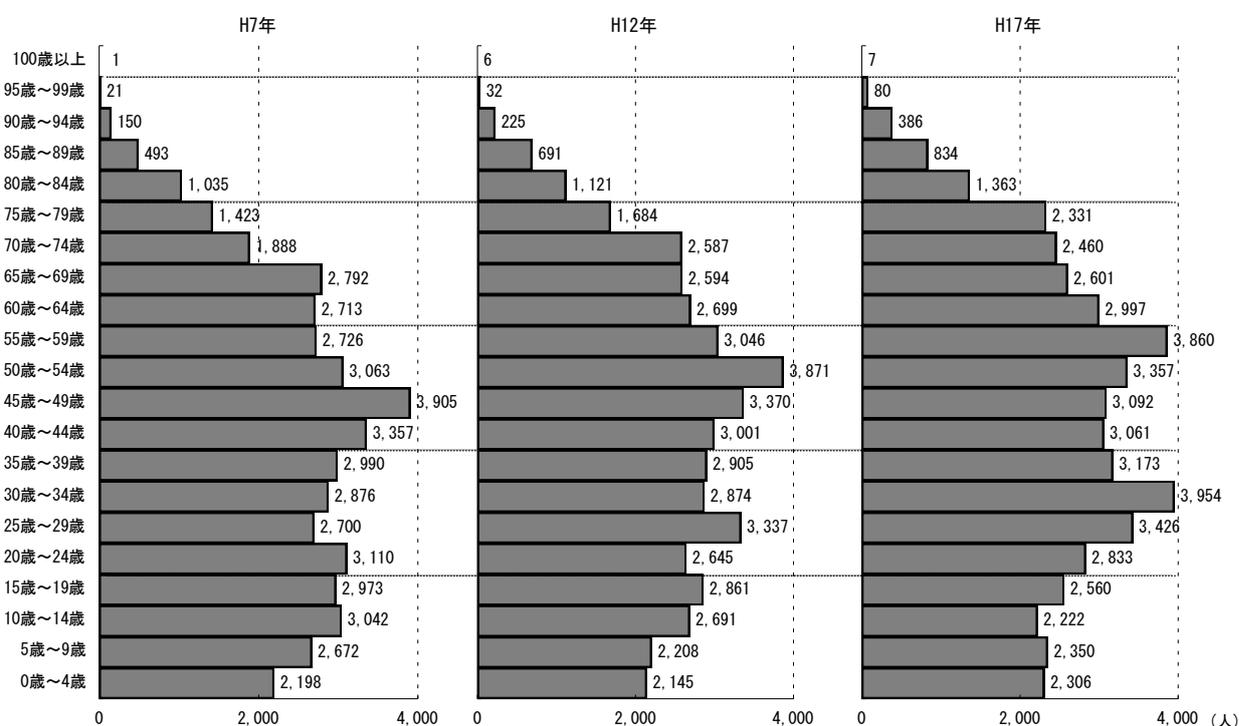
	S60	H2	H7	H12	H17
総世帯数	11,981	13,145	14,324	15,525	17,828

④ 年齢毎の現状と動向

平成7年～17年までの10年間の人口の変化を5歳階級別にみると、全体的な年齢構成は少子高齢化に進む傾向がうかがえます。

また、平成7年における40～50歳代の人口は10年後も大きな変化は見られないのに対し、平成7年における20～30歳代の人口は10年間で大きく増加しています。特に平成17年における30～34歳の世代が世代構成のもう一つのピークを形成するまで増加しており、こうした若い世代の労働人口が大きく増加している点が亀山市の人口構成の特徴になっています。

図 亀山市の5歳階級別人口



資料：各年国勢調査

⑤ 人口移動の状況

平成12年の亀山市では流出人口が流入人口を上回っており、その結果、昼間人口が夜間人口を下回っていました。しかし平成17年では、一転して流入人口が流出人口を上回るようになり、昼間人口が夜間人口を上回っています。就業の受け皿が拡大したことにより、市外へ通勤通学する人口より、市外から通勤通学してくる人口が増えたことを示しています。

表 亀山市の流入・流出人口の変化

資料：各年国勢調査

		平成12年		平成17年	
		人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)
亀山市	夜間人口	46,606	100.0	49,253	100.0
	流出口	11,331	24.3	11,178	22.7
	昼間人口	43,618	93.6	50,677	102.9
	流入人口	8,343	19.1	12,602	24.9

※流入・流出口は15未満通学者を含む
 ※構成比は夜間人口を100とした場合の割合

⑥ 少子化・高齢化の動向

年齢3階級別人口をみると15歳未満人口は人数、構成比ともに減少し、65歳以上人口は、どちらの指標も増加しています。前項でも示したように少子高齢化が進行していることがわかります。ただし、15歳未満人口の減少する割合、65歳以上人口の増加する割合は近年やや鈍ってきています。一方、15～64歳の人口は大きく増加をしています、人口全体に占める割合は65%程度と安定しています。

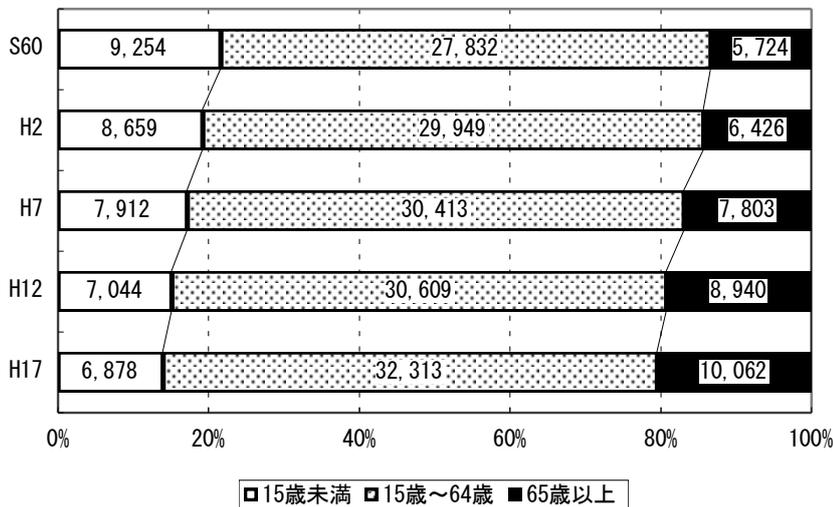
表 年齢3階級別人口の推移

資料：各年国勢調査
 (上段：人 下段：%)

年齢区分	S60	H2	H7	H12	H17
15歳未満	9,254	8,659	7,912	7,044	6,878
	21.6	19.2	17.2	15.1	14.0
15歳～64歳	27,832	29,949	30,413	30,609	32,313
	65.0	66.5	65.9	65.7	65.6
65歳以上	5,724	6,426	7,803	8,940	10,062
	13.4	14.3	16.9	19.2	20.4
合計	42,810	45,034	46,128	46,593	49,253

※年齢不詳を除く

図 年齢3階級別人口の割合の推移



⑦ 介護保険の状況

介護保険関連では、平成20年10月1日時点での1号被保険者数は10,631人、要支援・要介護認定者数は1,692人となっています。

また、平成20年の要支援・要介護認定者の認定率は16.1%で、近年は増加傾向にあります。

表 高齢者等の人口の状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1号被保険者数	10,211	10,451	10,631
65～74歳	5,059	5,100	5,201
75歳以上	5,152	5,351	5,430
第2号被保険者数 40～64歳	16,035	16,114	16,204
総人口	48,896	49,727	50,225
高齢化率	20.9%	21.0%	21.2%

資料：亀山市高齢者保健福祉計画 各年10月1日時点

※高齢化率＝第1号被保険者数／総人口

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

表 要支援・要介護認定者の状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要支援・要介護者数	1,597	1,664	1,692
要支援1	197	183	209
要支援2	113	202	218
要介護1	327	257	254
要介護2	281	319	307
要介護3	284	316	319
要介護4	232	235	213
要介護5	163	152	172
第1号被保険者数	10,211	10,451	10,631
認定率	15.6%	15.9%	16.1%

資料：亀山市高齢者保健福祉計画 各年10月1日時点

※認定率＝要支援・要介護者数／第1号被保険者数

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

⑧ 障がい者の状況

ア. 障がいの種類別の障がい者数の状況

総人口に占める障がい者手帳所持者数の割合は、身体障害者手帳所持者が3.5%、療育手帳所持者が0.4%、精神障害者保健福祉手帳所持者が0.2%となっています。

手帳所持者数の平成15年から平成20年までの6年間の推移を見ると、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれの所持者も増加しています。

表 人口総数に占める障がい者手帳等所持者の割合

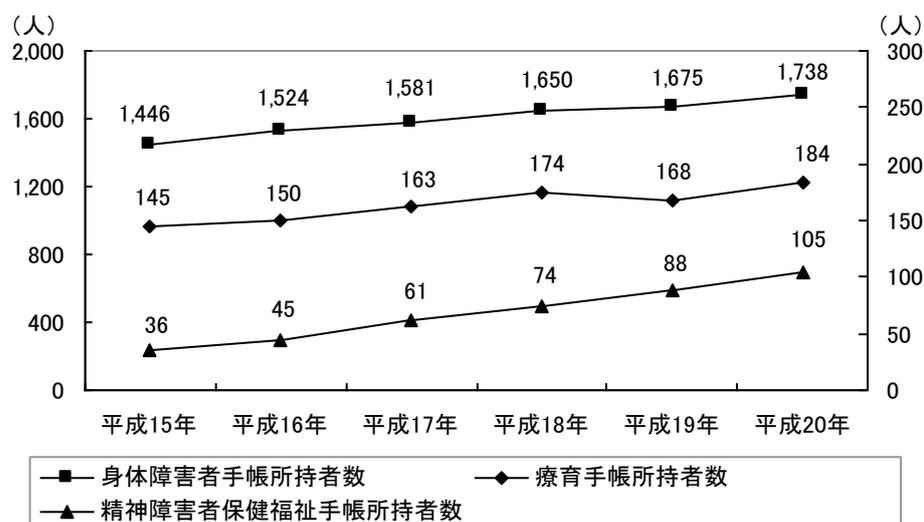
区分	年齢	総数	0歳～17歳	18歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上
総人口	(人)	50,001	8,620	15,178	15,673	10,530
身体障害者手帳所持者数	(件)	1,738 3.5%	26 0.3%	81 0.5%	411 2.6%	1,220 11.6%
療育手帳所持者数	(件)	184 0.4%	59 0.7%	71 0.5%	39 0.2%	15 0.1%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	(件)	105 0.2%	1 0.0%	32 0.2%	64 0.4%	8 0.1%

資料：戸籍市民室、高齢・障害支援室（平成20年4月1日現在）総人口は住民基本台帳及び外国人登録人数

表 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

区分	年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
総人口	(人)	47,919	48,256	48,517	48,824	49,110	50,001
身体障害者手帳所持者数	(件)	1,446	1,524	1,581	1,650	1,675	1,738
療育手帳所持者数	(件)	145	150	163	174	168	184
精神障害者保健福祉手帳所持者数	(件)	36	45	61	74	88	105

資料：戸籍市民室、高齢・障害支援室（各年4月1日現在）総人口は住民基本台帳及び外国人登録人数



イ. 身体障がい者の状況

平成20年4月1日現在、本市の身体障害者手帳所持者数は1,738人となっています。障がいの等級別では4級が最も多く、手帳所持者全体の26.8%（466人）を占めています。障がいの種類別では肢体不自由が最も多く、手帳所持者全体の58.9%（1,023人）を占めています。

表 障がい種類別・等級別身体障害者手帳所持者数 (人)

種類 等級	総数	視覚 障がい	聴覚 平衡機能 障がい	音声言語 そしゃく 機能障がい	肢体不自由	内部障がい
1級	420	35	0	2	170	213
2級	289	30	37	4	215	3
3級	299	11	30	12	187	59
4級	466	15	41	7	302	101
5級	121	16	0	0	105	0
6級	143	10	89	0	44	0
計	1,738	117	197	25	1,023	376

資料：高齢・障害支援室（平成20年4月1日現在）

平成16年から平成20年までの5年間について見ると、全体で14.0%（214人）増加しています。

障がいの種類別では音声言語そしゃく機能障害に減少傾向が見られます。

障がいの等級別ではいずれの等級の障がい者も増加していますが、1級と4級の増加が大きくなっています。

表 障がいの種類・身体障害者手帳所持者数の推移 (人)

種類	年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成16年に 対する増減
聴覚障害		102	108	109	117	117	15(14.7%)
聴覚平衡機能障害		178	181	189	188	197	19(10.7%)
音声言語そしゃく機能障害		32	31	28	26	25	△7(21.9%)
肢体不自由		888	928	981	986	1,023	135(15.2%)
内部障害		324	333	343	358	376	52(16.0%)
計		1,524	1,581	1,650	1,675	1,738	214(14.0%)

資料：高齢・障害支援室（各年4月1日現在）

表 障がいの等級別・身体障害者手帳所持者数の推移 (人)

年 等級	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成16年に 対する増減
1級	342	365	386	400	420	78(22.8%)
2級	267	268	280	265	289	22(8.2%)
3級	288	313	302	305	299	11(3.8%)
4級	374	383	415	446	466	92(24.6%)
5級	117	116	125	121	121	4(3.4%)
6級	136	136	142	24	143	7(5.1%)

資料：高齢・障害支援室（各年4月1日現在）

ウ. 知的障がい者の状況

平成20年4月1日現在、本市の療育手帳所持者数は184人となっています。

平成16年から平成20年までの5年間の推移を見ると、全体で22.7%（34人）増加しています。

障がいの程度別ではB（軽度）の増加率が最も高くなっています。A（重度）は、ほぼ同数で推移しています。

表 障がいの程度別・年齢別・療育手帳所持者数 (人)

程度 \ 年齢	総数	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
A(最重度)	17	3	6	7	1
A(重度)	52	7	20	17	8
B(中度)	78	32	31	12	3
B(軽度)	37	17	14	3	3
手帳所持者数合計	184	59	71	39	15

資料：高齢・障害支援室（平成20年4月1日現在）

表 障がいの程度別・療育手帳所持者数の推移 (人)

程度 \ 年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成16年に対する増減
A(最重度)	17	19	20	19	17	0(0.0%)
A(重度)	65	61	60	56	52	△13(20.0%)
B(中度)	53	57	67	69	78	25(47.2%)
B(軽度)	15	26	27	24	37	22(146.7%)
手帳所持者数合計	150	163	174	168	184	34(22.7%)

資料：高齢・障害支援室（各年4月1日現在）

エ. 精神障がい者の状況

平成20年4月1日現在、本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は105人となっています。

平成16年から平成20年までの5年間の推移を見ると、全体で110.0%（55人）増加しています。

表 障がいの等級別・年齢別・精神障害者保健福祉手帳所持者数 (人)

区分 \ 年齢	総数	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
1級	4	0	2	2	0
2級	74	1	19	49	5
3級	27	0	11	13	3
手帳所持者合計	105	1	32	64	8

資料：高齢・障害支援室（平成20年4月1日現在）

表 障がいの等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (人)

等級 \ 年齢	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成16年に対する増減
1級	2	3	4	3	4	2(100.0%)
2級	43	51	53	62	74	31(72.1%)
3級	5	13	17	23	27	22(440.0%)
手帳所持者合計	50	67	74	88	105	55(110.0%)

資料：高齢・障害支援室（各年4月1日現在）

⑨ 交通体系の状況

ア. 鉄道交通の状況

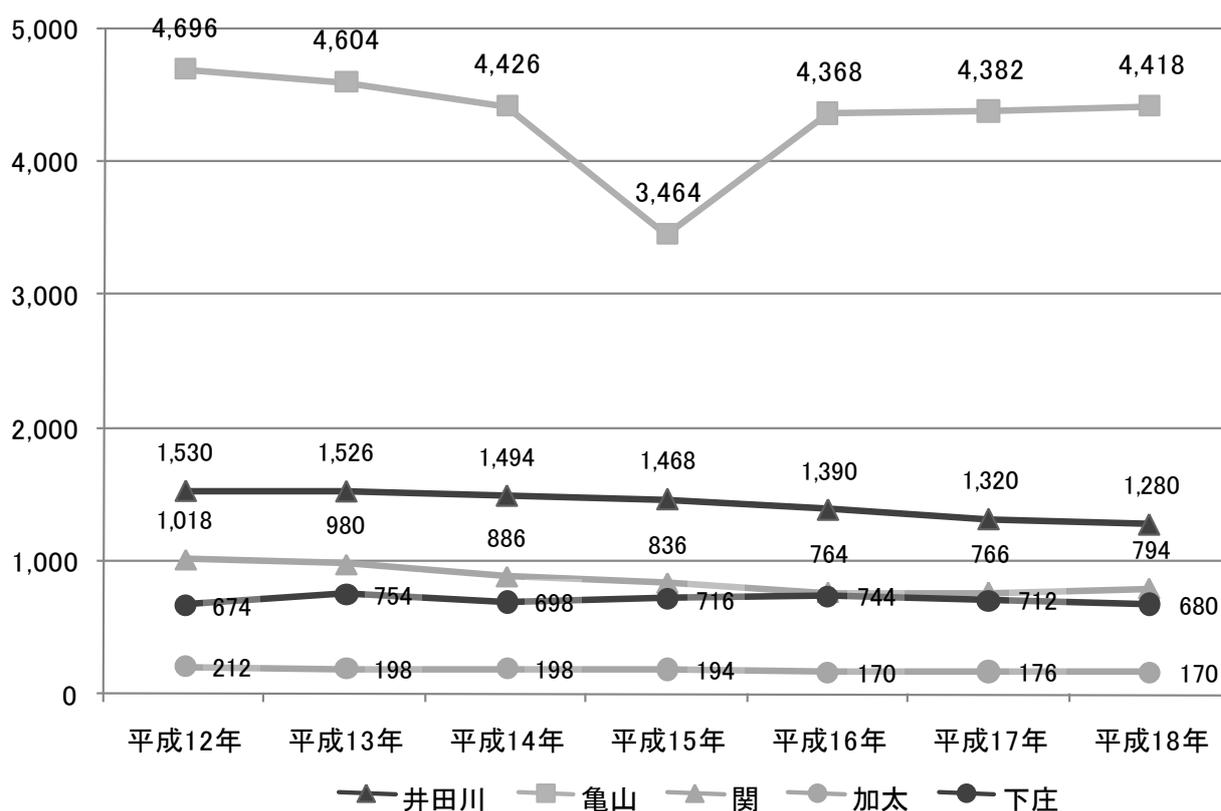
市内には、JR関西本線、JR紀勢本線が通っており、JR関西本線は名古屋駅から亀山駅を経て加茂駅（京都府）に至り、JR紀勢本線は亀山駅から熊野市駅を経て新宮駅（和歌山県）に至ります。

また、JR関西本線には井田川、亀山、関、加太駅の4駅、JR紀勢本線には下庄駅の1駅の計5駅の鉄道駅があります。

平成18年の乗降人員をみると、亀山駅4,418人／日と最も多く、次いで、井田川駅1,280人／日となっています。亀山駅の乗降人員は、近年の企業立地等によりやや増加している傾向が見られます。一方、他の駅は微減傾向にあります。

市内には1日当たりの乗降客数が5,000人以上の駅はありませんが、亀山駅はJR関西本線とJR紀勢本線の結節点となる拠点駅となっています。

図 鉄道乗降客数の推移

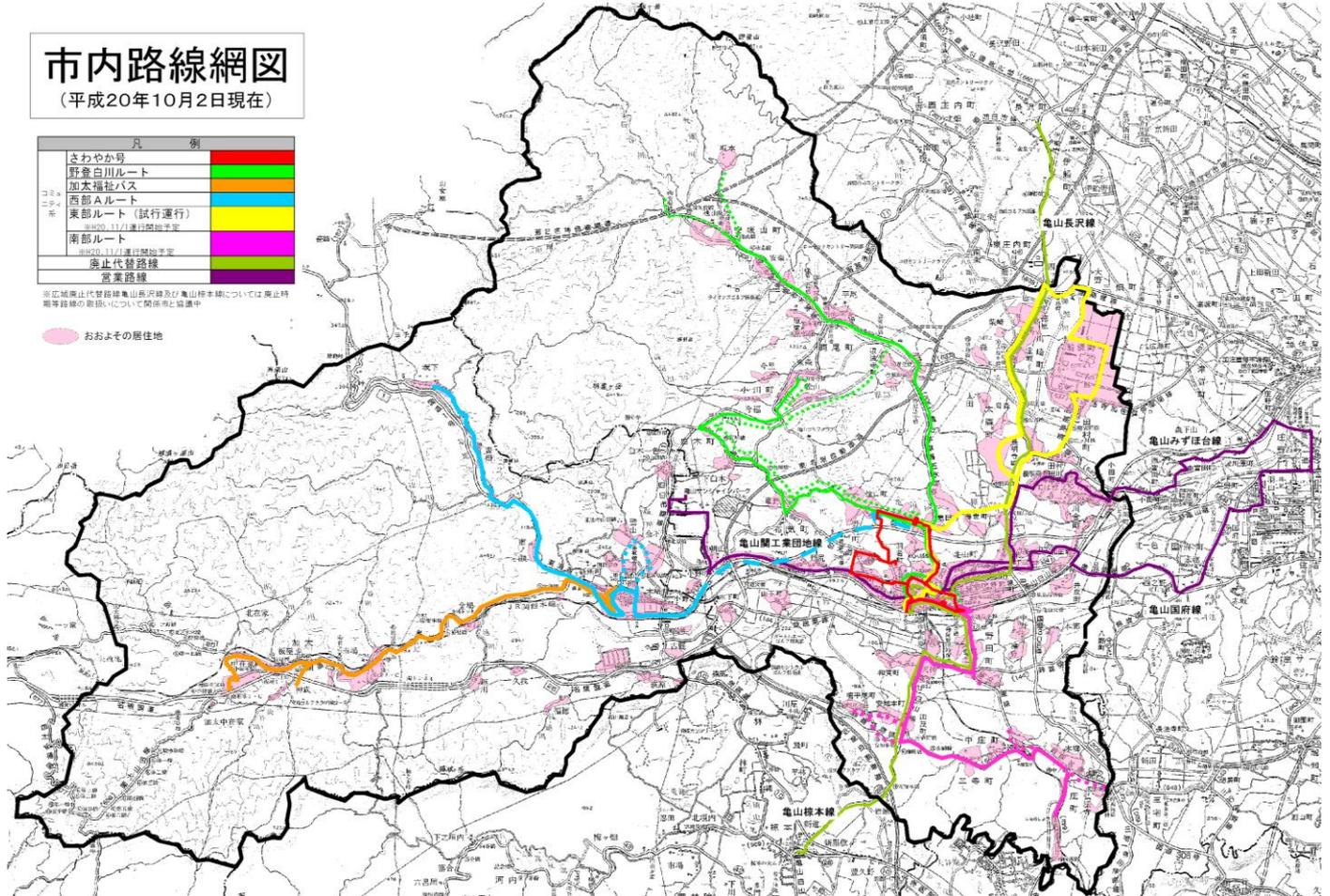


資料：東海旅客鉄道、西日本旅客鉄道（各年3月31日現在）

イ. バスルートの状況

本市内を通る路線バスは、全ての系統が亀山駅前が起終点となっており、また、地域公共交通である市内循環バスさわやか号や野登白川地区自主運行バスなども亀山駅前を起終点としています。

図 亀山市内のバス交通の状況

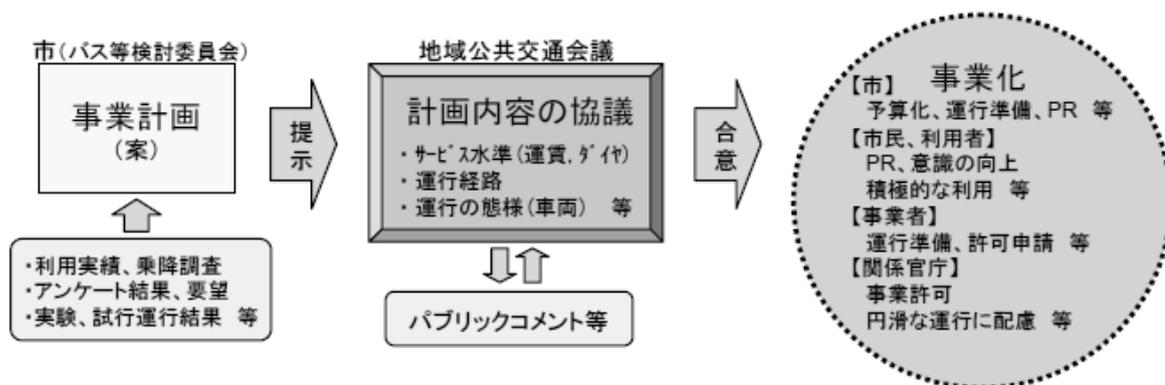


ウ. バス乗降客数の推移

亀山市では、道路運送法の規定に基づき、市内における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、市の実情に応じた輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、亀山市地域公共交通会議を設置しています。

この中では、市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する事項、市町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項など、地域公共交通である市内循環バスの充実に向けた協議が継続されるとともに、市内循環バスルートの拡充がなされています。

□ 亀山市地域公共交通会議の進め方



平成12年度から平成19年度にかけての8年間のさわやか号運行実績をみると、一日当たりの利用人数の推移は、微増傾向にあり、地域公共交通である市内循環バスに関し、ニーズに応じた多様な形態の運送サービスの一つとして、普及するための取り組みを継続してきた一つの成果といえます。

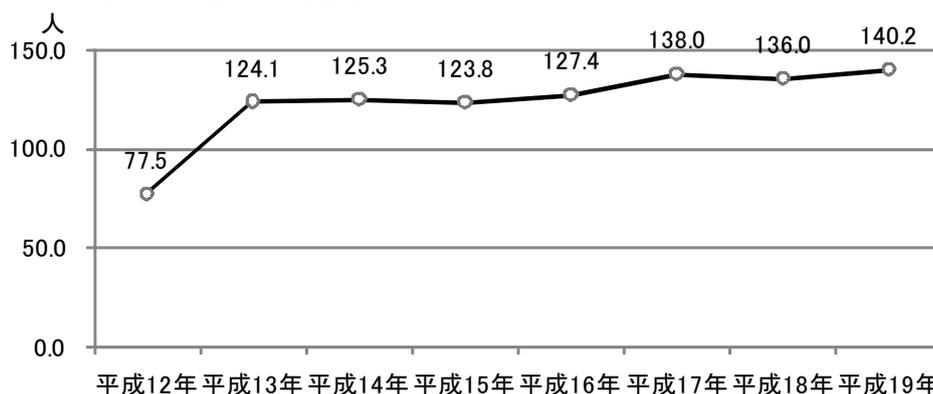
表 さわやか号の一日当たり利用者の推移

単位：人

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
一日当たり利用人数	77.5 (100.0)	124.1 (160.2)	125.3 (161.7)	123.8 (159.8)	127.4 (164.5)	138.0 (178.2)	136.0 (175.5)	140.2 (181.0)
一便当たりの利用人数	5.9	9.5	9.6	9.5	9.7	11.0	11.3	11.6

()内は平成12年を100とした指数

図 さわやか号乗降客数の推移



⑩ 交通事故の状況

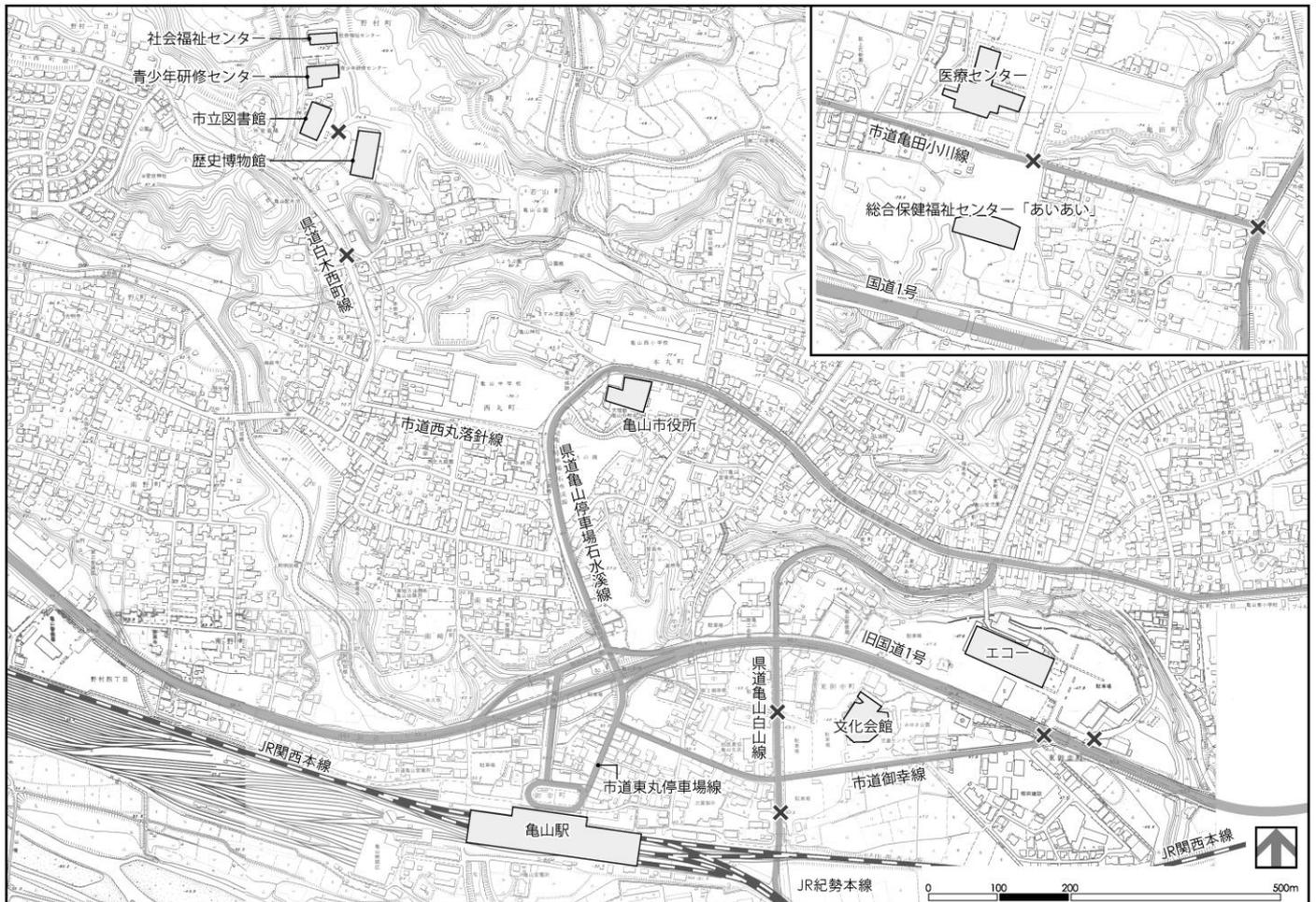
重点整備地区内およびその周辺において、平成18年から平成20年までの3年間で、合計8件の人対車両の交通事故が発生しています。内訳は横断中の事故が6件、その他の事故が2件となっています。

表 事故発生件数（人対車両のみ）

	平成18年	平成19年	平成20年	合計
人対車両	2	2	4	8
横断中	2	2	2	6
その他	0	0	2	2

資料：三重県警察

図 事故発生地点位置図



⑪ 地形の状況

本市は、河岸段丘に市街地が形成されており、急な坂が多くあります。重点整備地区及びコミュニティ交通ゾーンの区域内における主要な経路の勾配の状況は下図の通りです。

歩道の勾配については、道路移動等円滑化基準により、原則として5%以下、やむを得ない場合には8%以下となっています。

なお、個人差はありますが、5%を超える勾配は車椅子での利用は困難となります。

図 勾配の状況

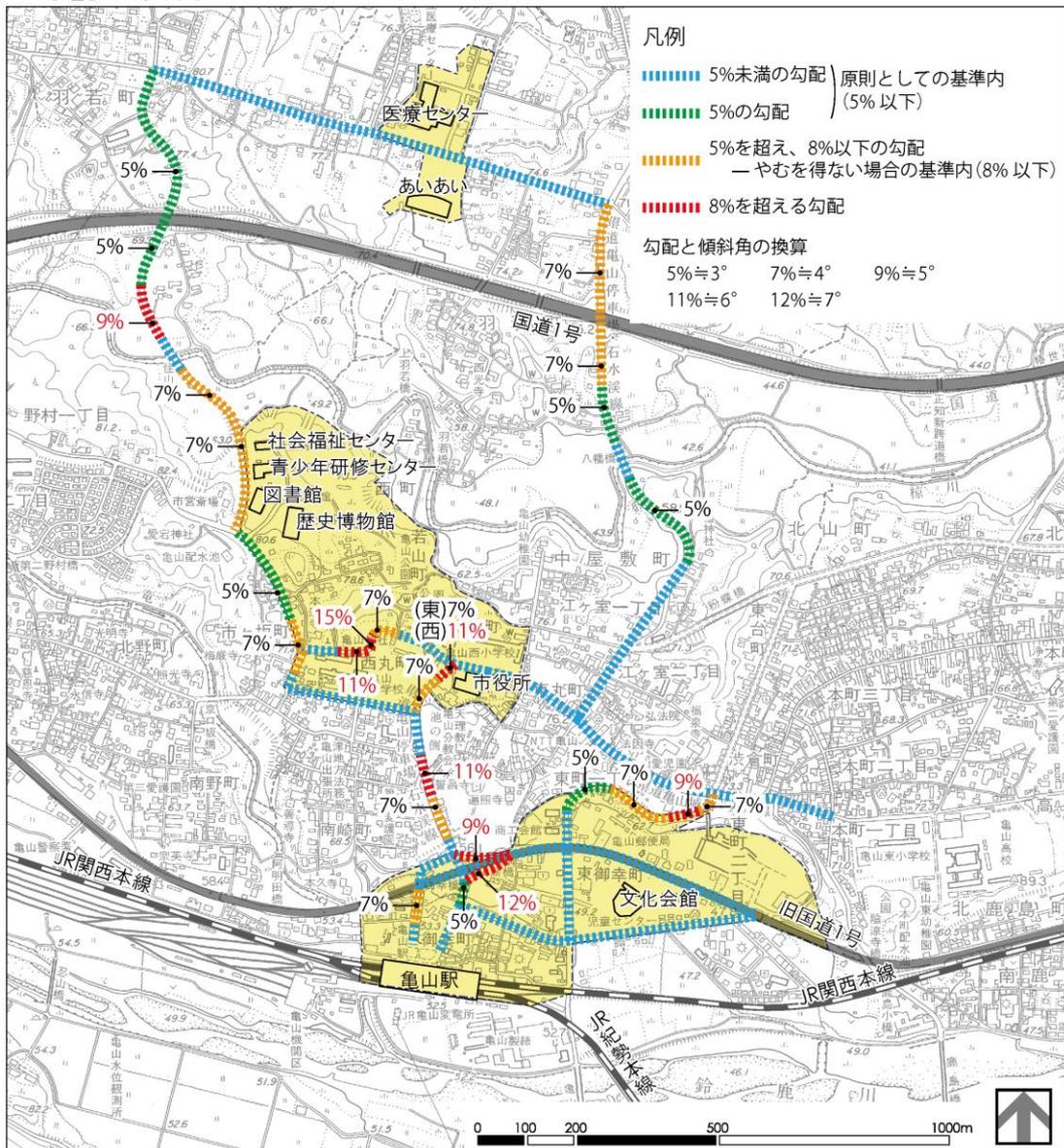
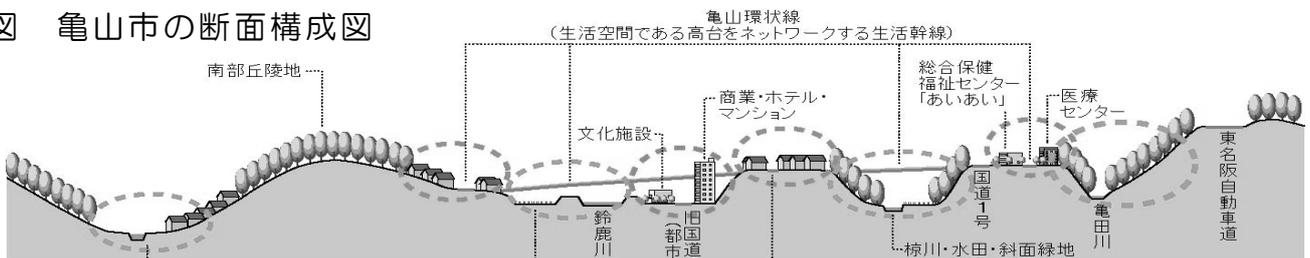


図 亀山市の断面構成図



⑫ 市街地の状況

ア. 土地利用の状況

亀山市の都市計画区域面積は、行政区域面積の約34%でその中に人口の約90%が居住しています。

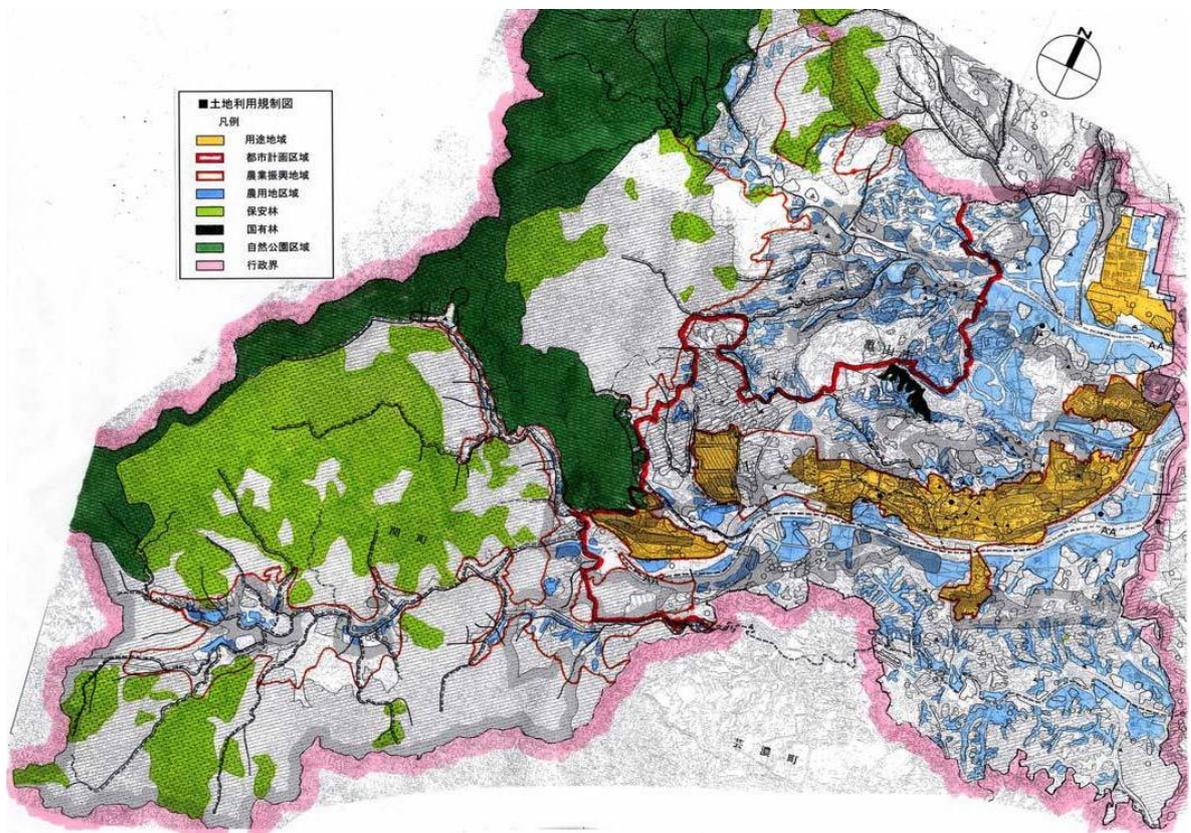
また、都市計画区域内は、用途地域が指定された市街地とそれ以外に区分されており、用途地域には人口の約50%を収容しています。

用途地域外の土地利用規制の状況は、概ね農業振興地域農用地区域、保安林区域、自然公園区域などで構成されています。

表 亀山市の都市計画の状況

区分		行政区域	都市計画区域		都市計画 区域内計	都市計画
			用途地域	用途地域外		
人口	人	49,076	24,457	19,378	43,835	5,241
	%	100.0%	49.8%	39.5%	89.3%	10.7%
面積	ha	19,091	811	5,636	6,447	12,644
	%	100.0%	4.2%	29.5%	33.8%	66.2%
人口密度	人/ha	2.6	30.2	3.4	6.8	0.4

図 土地利用規制図



イ、公共公益施設の立地状況

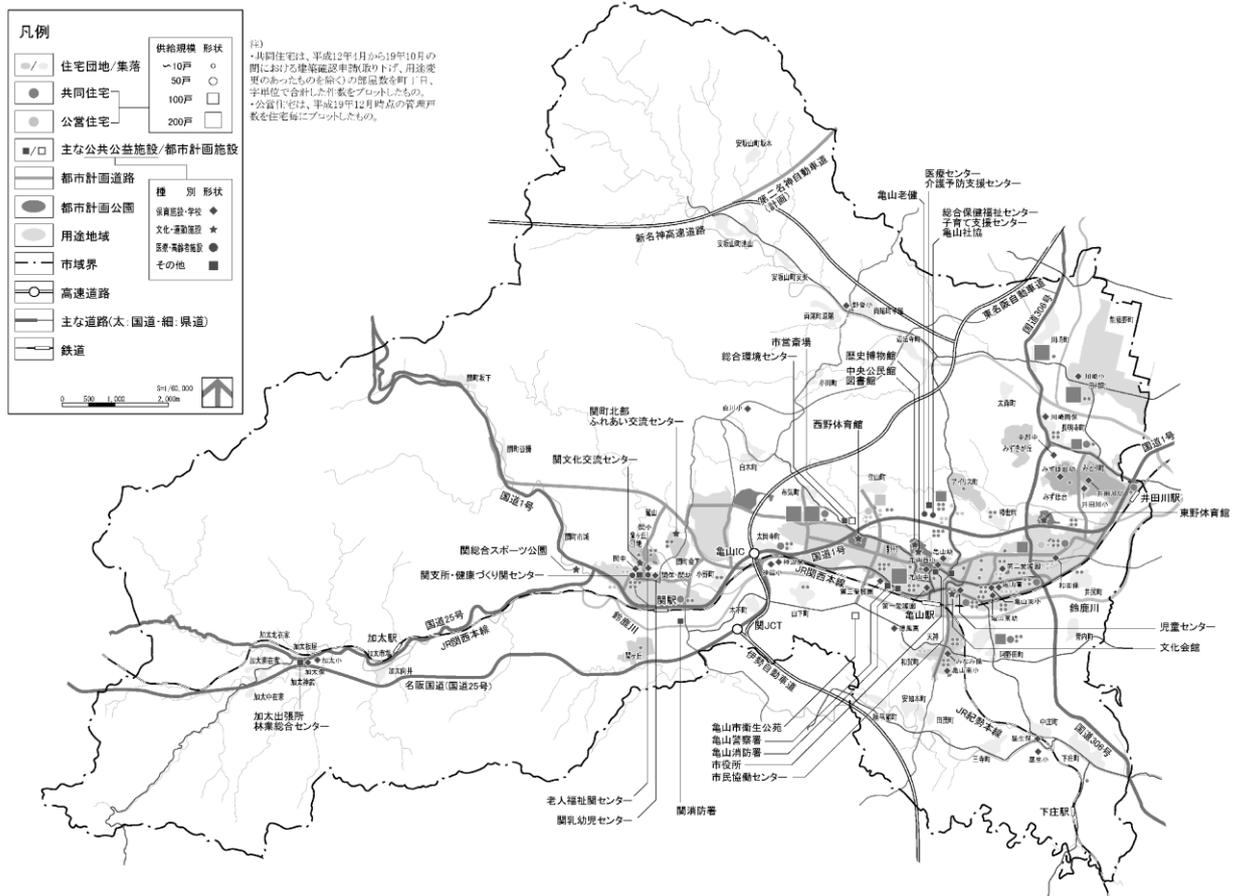
本市の公共公益施設は、鉄道駅を中心に形成される市街地に分布しています。

また、各駅を中心として、半径約1kmの徒歩圏内における主な公共公益施設の立地状況を整理すると、次のとおりです。

□ 各駅の徒歩圏内における主な公共公益施設立地状況

鉄道駅名	主な公共公益施設名
亀山駅	亀山市役所、亀山市文化会館、亀山市歴史博物館 亀山市立図書館、青少年研修センター、社会福祉センター 亀山警察署、亀山消防署、亀山児童センター、亀山斎場 亀山西小学校、亀山東小学校、亀山中学校 亀山回生病院、田中病院 など
井田川駅	井田川小学校
下庄駅	—
関駅	亀山市関支所、関文化交流センター、健康づくり関センター 老人福祉関センター、関消防署、関斎場、関中学校 関小学校、関乳幼児センターアスレ 関宿旅籠玉屋歴史資料館、関まちなみ文化センター など
加太駅	—

図 公共公益施設位置図



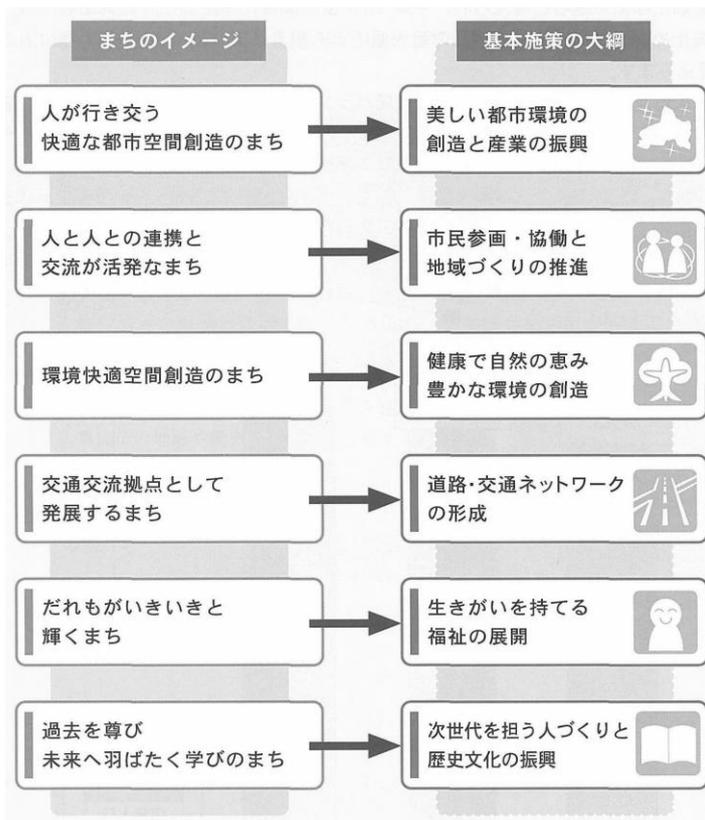
(2) 交通バリアフリー構想の位置づけ

交通バリアフリー構想は、第1次亀山市総合計画の将来都市像である「豊かな自然・悠久の歴史 光ときめく亀山」に則し、都市マスタープラン（策定中）をはじめ、高齢者保健福祉計画、障害者福祉計画等との整合を図ります。

① 第1次亀山市総合計画

策定年月	平成19年3月
計画期間	平成19年度～平成28年度
将来都市像	「豊かな自然・悠久の歴史 光ときめく亀山」

□ まちのイメージと基本施策の大綱



□ 土地利用の基本方針

亀山市は、同じ生活圏あるいは経済圏である鈴鹿市や四日市市、津市と連携し、利便性の向上を図るとともに、自然、文化、生活、産業を通じた交流の場としての役割を果たします。また、中部圏や近畿圏との連携・交流の活性化を図ることにより、両圏域をつなぐ結節点としての役割を發揮します。

このような特徴を踏まえ、居心地の良い都市づくりに向けた4つの土地利用の方向を定め、それに沿った保全と開発が行われるよう、関係法令を活用して誘導に努めます。

1. 自然と共生し、環境に対する負荷を軽減する。
2. 亀山市の地形や歴史・文化性に配慮する。
3. 「居心地のよさ」を追求する。
4. 安心・安全を前提とする。

□ 土地利用構想ゾーニング

①自然保全・レクリエーションゾーン

- ・森林の保護・育成
- ・特に貴重な植生や生態系が残されている地区は永続的に維持・継承
- ・森林レクリエーションの場として適切な活用

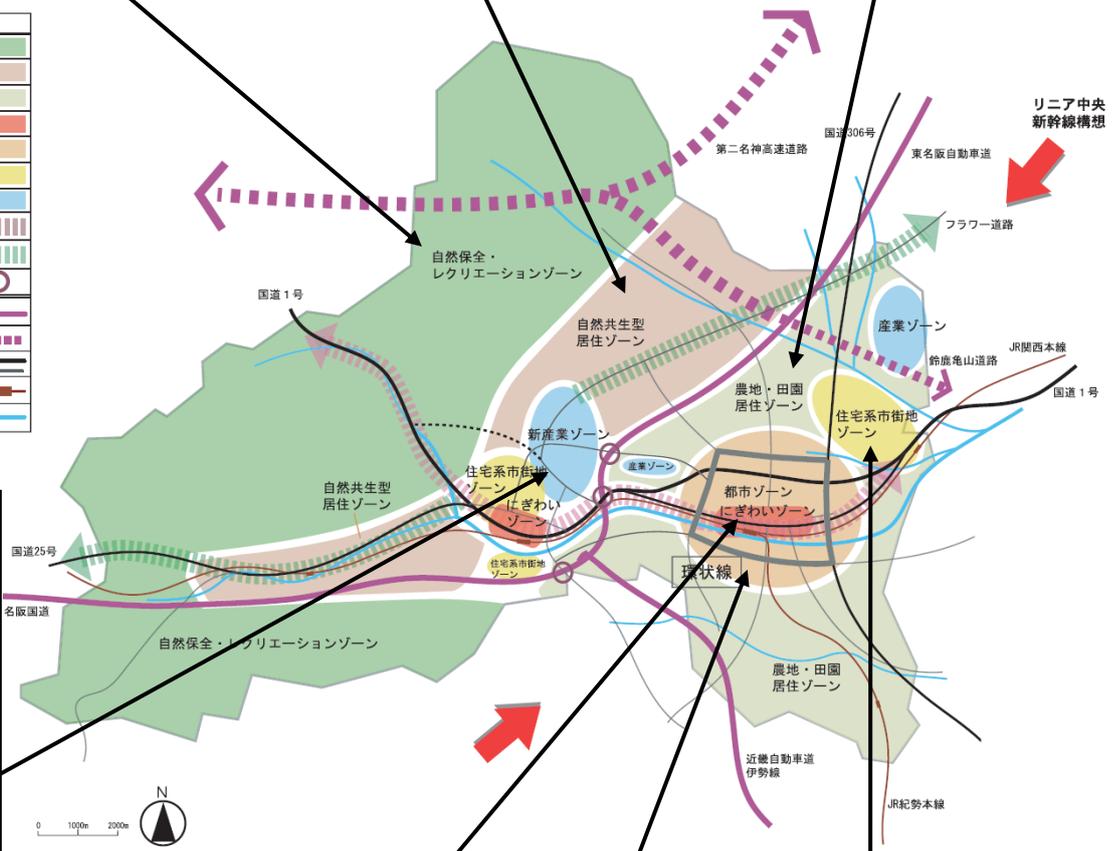
②自然共生型居住ゾーン

- ・自然と共生した魅力的な居住地域の形成
- ・自立を目指した地域活動の維持・活性化

③農地・田園居住ゾーン

- ・広大で優良な農地や良好な農業環境を保全
- ・開発可能な一団の土地は、市街化を抑制
- ・市南東部地域は、多機能なゾーンとして適切な保全と活用

凡 例	
自然保全・レクリエーションゾーン	
自然共生型居住ゾーン	
農地・田園居住ゾーン	
にぎわいゾーン	
都市ゾーン	
住宅系市街地ゾーン	
産業ゾーン、新産業ゾーン	
東海道歴史文化回廊の基軸	
風景道路	
インターチェンジ	
高速道路・自動車専用道路	
# (整備予定)	
幹線道路・補助幹線道路	
鉄道・駅	
主な河川	



⑦新産業ゾーン、産業ゾーン

- ・三重県クリスタルバレー構想の中心的な役割を担い、県土の振興に結びつく拠点づくり
- ・新産業ゾーンへの産業集積
- ・既存工業地域は、新産業ゾーンと連携した産業基盤の充実

⑥住宅系市街地ゾーン

- ・都市ゾーンとともに定住を促進するための地域

④にぎわいゾーン

- ・「学」・「遊」・「買」の中心となるにぎわいの拠点づくり
- ・関宿は、その周辺地区や背景となる景観全体の景観形成
- ・亀山駅周辺地区は、集合住宅などの居住機能の集積を誘導するとともに、地域密着型の商業機能の活性化

⑤都市ゾーン

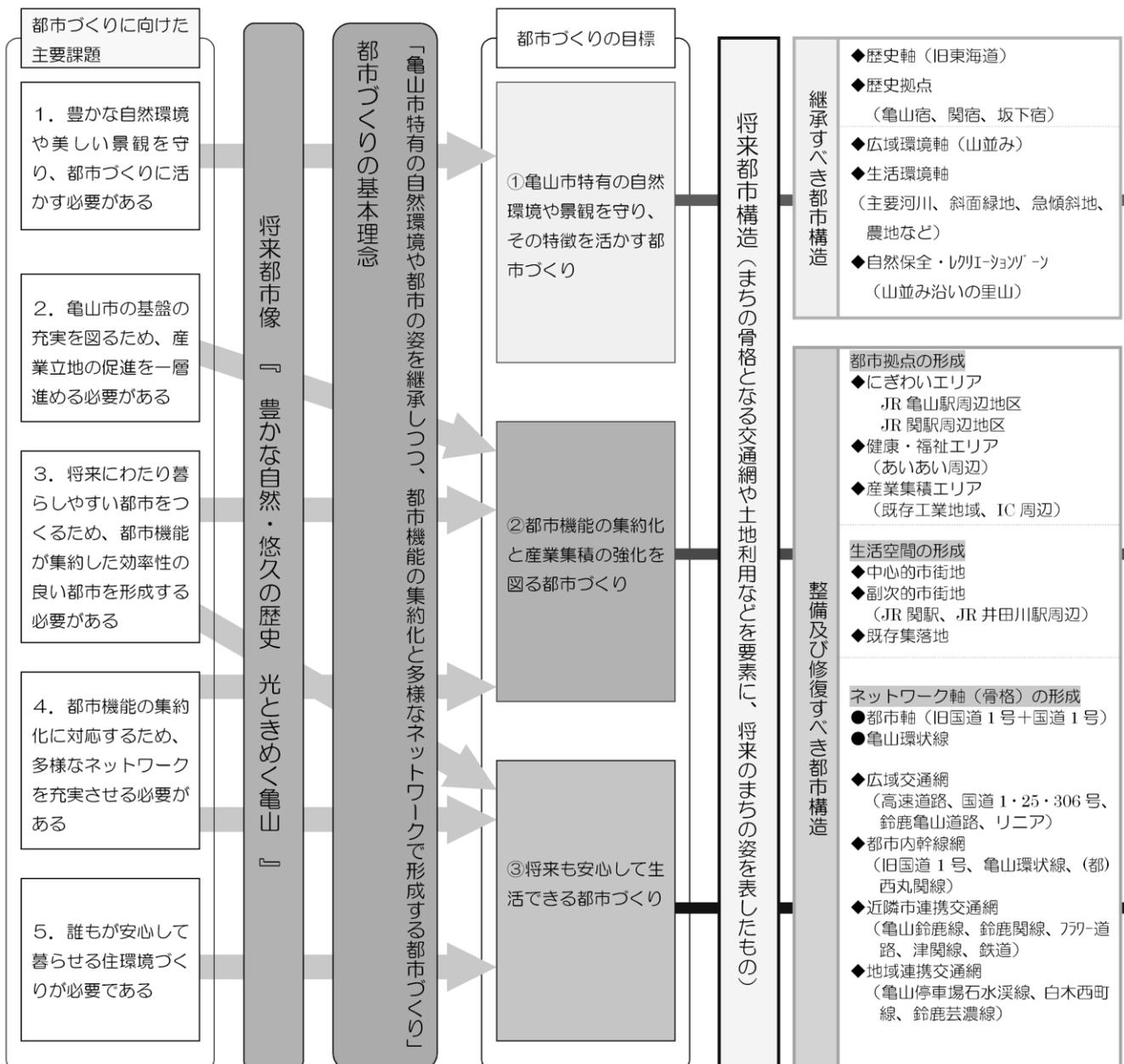
- ・環状線の沿線及び環状線で囲まれた地区を、市全域または広域を対象とした都市機能の集積と適正な住宅地の誘導を図る地区に位置づけ
- ・丘陵地形や河川環境等を保全しつつ効果的に活かし、自然環境と調和した市街地を形成

② 亀山市都市マスタープラン（策定中）

策定年月	策定中
計画期間	平成21年度～平成30年度（予定）
基本理念	亀山市特有の自然環境や都市の姿を継承しつつ、都市機能の集約化と多様なネットワークで形成する都市づくり

亀山市の特徴である豊かな自然環境や東海道を軸とした歴史資源、さらにはそれらと一体となった東西に伸びる都市の姿を継承するとともに、その特徴を活かしたさらなる暮らしやすさを追求するため、都市機能の集約化と市内及び近隣市との多様なネットワークが形成された都市の形成をめざします。

図 計画の体系図



□ 都市づくりの目標

① 亀山市特有の自然環境や景観を守り、その特徴を活かす都市づくり

亀山市の都市形成にとって重要である特有の自然環境や美しい景観を守り育てるとともに、生活空間と一体となった都市づくりを行います。

② 都市機能の集約化と産業集積の強化を図る都市づくり

都市の機能性と利便性向上のために、都市機能の集約化による拠点形成を図るとともに、近隣市との補完関係による連携強化に努めます。

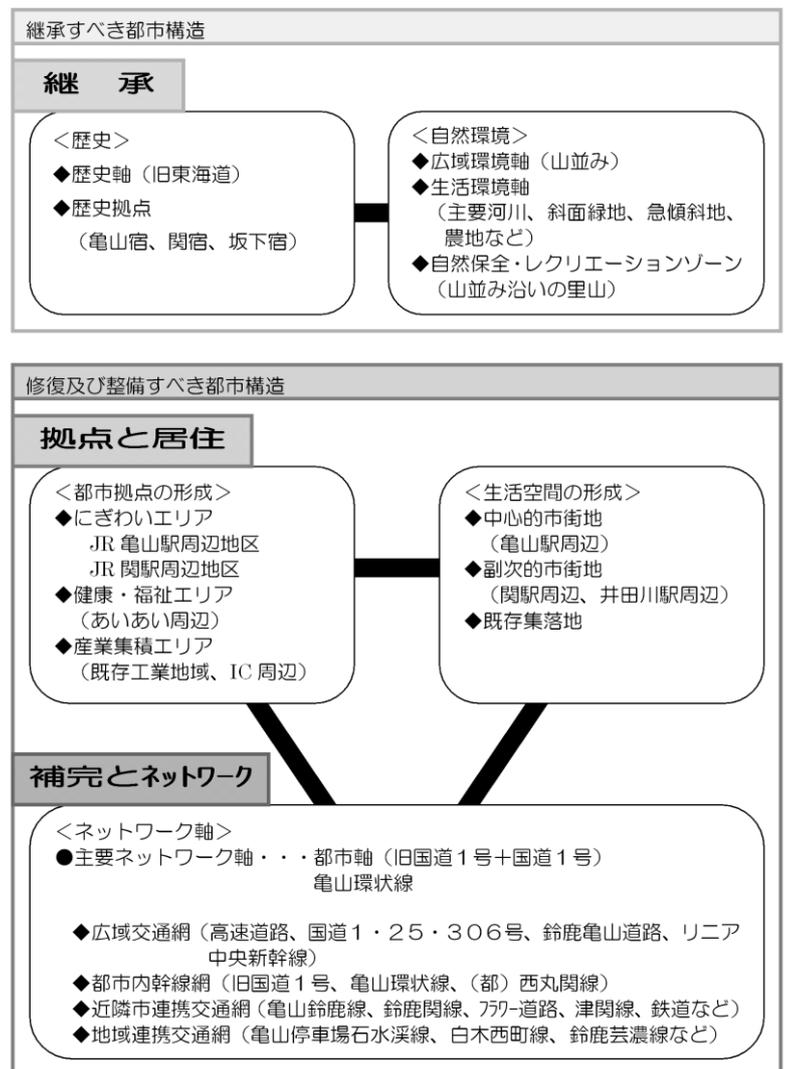
また、都市基盤の充実を図ることで、近畿圏と中部圏をつなぐ国土軸の結節点という特性を活かした産業集積を促進します。

③ 将来も安心して生活できる都市づくり

将来の都市動向に対応した都市規模を目指し、計画的な居住地の誘導を図るとともに、都市基盤の整備や市内におけるネットワークの構築を図ることで、将来も安心して生活できる暮らしやすい都市づくりを進めます。

□ 将来都市構造の設定

将来の都市構造とは、都市づくりの骨格となる交通網や生活空間を要素に、将来の都市の姿を表すものです。亀山市の都市構造は、都市づくりの基本理念や目標に示すとおり、継承するものと整備及び修復するものが一体となることから、それぞれの都市構造を構成する要素を示し将来都市像の実現を図るものです。



③ 亀山市高齢者保健福祉計画「高齢者ががやき・安心プラン」

策定年月	平成21年3月（見直し策定中）
計画期間	平成21年度～平成23年度 （基本理念は平成26年度見通し）
将来都市像	高齢者と地域がともに輝く福祉のまち

高齢者が地域の中でいきいきと自分らしく、能動的に活動し、また高齢者を含めて多くの方が互いに支え合う地域づくりを進めることにより、『高齢者と地域がともに輝く福祉のまち』の実現をめざします。

□ 基本目標

基本理念を実現していくために、次の3つの基本目標を掲げ、「地域福祉の総合力」を生かして施策を推進します。

I 高齢者の尊厳が守られ、包括的な支援が受けられるまちづくり

全ての高齢者が等しく豊かな人生を送ることができるよう、市民の意識を高める中で、高齢者の尊厳を守ります。特に、増加しつつある認知症*高齢者に対する市民の理解・協力を得て、地域ぐるみで見守るためのネットワークを構築するとともに、高齢者への虐待や権利侵害を防ぐためのしくみを強化します。

また、全ての高齢者が個々の状態に応じた支援を受けられるよう、地域団体や保健・医療との連携を強化しながら、包括的支援をより一層充実させます。

さらに、より実効的な介護予防の取り組みを進めるため、高齢者への積極的なアプローチにより特定高齢者の把握を進めるとともに、参加しやすい事業の実施と、地域住民による主体的活動の一層の普及を図ります。

II 高齢者が健康でいきいきと活躍できるまちづくり

若年期から自主的な健康管理と健康づくりを促進しつつ、健康資源を生かした取り組みを普及することにより、いつまでも元気で活動的に生活できる高齢者を増やしていきます。

また、高齢者の能動的な活動意識を高めるなかで、高齢者の豊かな知識や経験が社会へ還元され、次世代へ継承されるまちづくりを進めます。

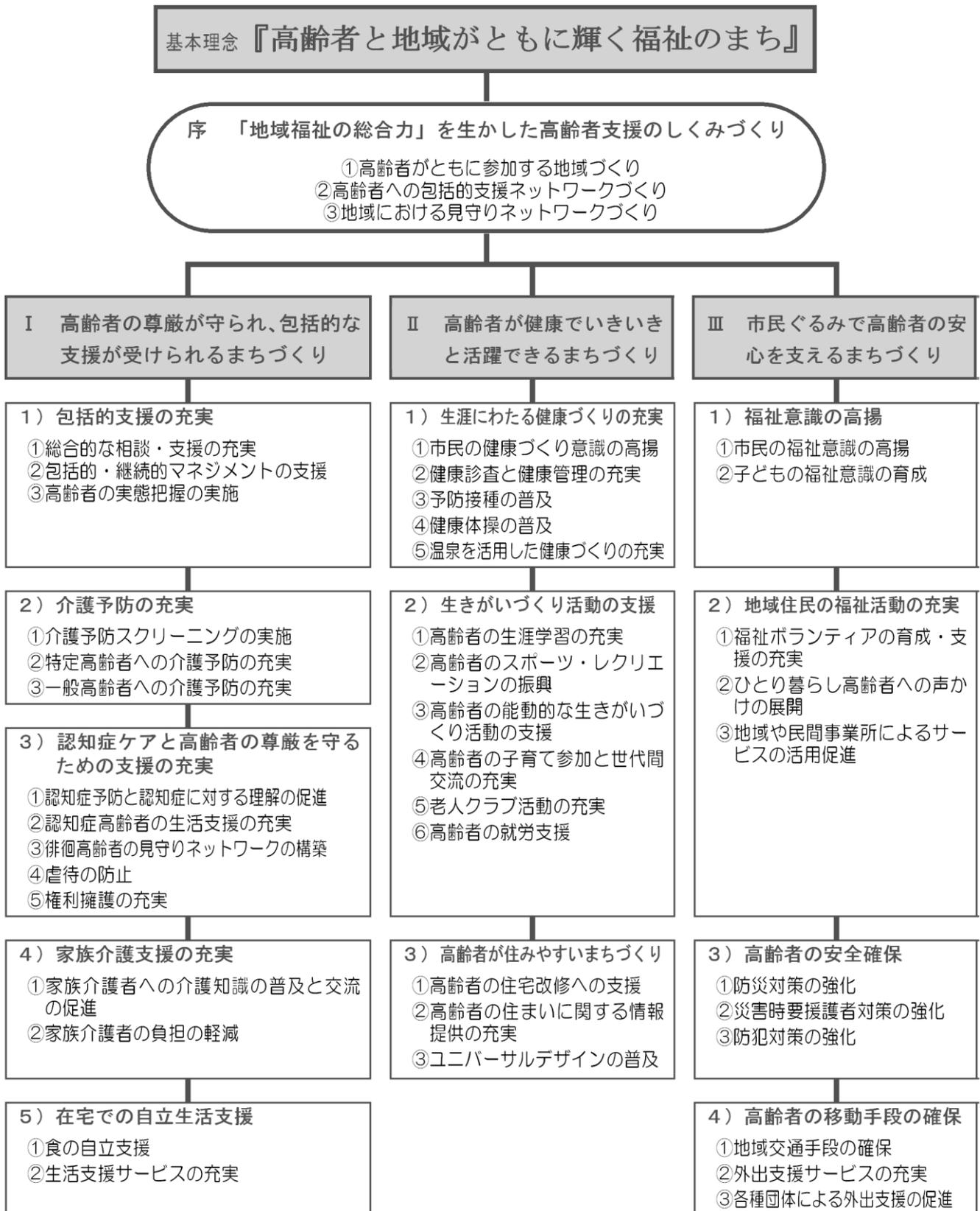
さらに、高齢者にとって住みやすいまちづくりに向けて、住環境の向上とユニバーサルデザインの普及を図ります。

III 市民ぐるみで高齢者の安心を支えるまちづくり

市民の福祉意識を高めながら、市民ぐるみ、地域ぐるみでの様々な地域福祉活動の活発化を図ります。特に、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯が増加していることから、地域団体による平常時からの見守り支援活動の充実を促します。

また、高齢者が安心して地域で暮らし続けられるよう、災害時要援護者*対策をはじめとした高齢者への防災・防犯対策等を強化するとともに、高齢者の地域交通手段の確保や外出支援を進めます。

図 施策の体系



④ 亀山市障害者福祉計画・第2期障がい福祉計画

策定年月	障害者福祉計画：平成19年3月 第2期障がい福祉計画：平成21年3月（見直し策定中）
計画期間	障害者福祉計画：平成18年度～平成28年度 第2期障がい福祉計画：平成21年度～平成23年度
基本理念	生き活きと共に生き、共に喜びを分かち合う やさしさあふれる亀山

□ 障害者福祉計画・第2期障がい福祉計画の基本目標

本計画がめざす基本目標は以下の3つです。

(1) 一人ひとりの個性が輝くまちづくり

障がいのある人も障がいのない人も、それぞれの個性や能力を活かしながら、地域社会に生き活きと参加して活動できるまちをめざします。

障がいのある人が個性や能力を発揮するためには、生活や活動を行ううえでの様々な課題や問題を解決しなければなりません。その解決のための第一歩として、身体障がい、知的障がい、精神障がい、障がいのある子どもの様々な相談に対応できる窓口において、それぞれの個人の状況に応じた対応を進めます。

(2) 地域で安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人が住み慣れた地域で、必要なサービスを受けながら、自立して安心して暮らせるまちをめざします。

具体的には、地域生活支援事業の充実をめざし、障がいのある人それぞれのニーズに応じたきめ細やかなサービスの提供を図ります。

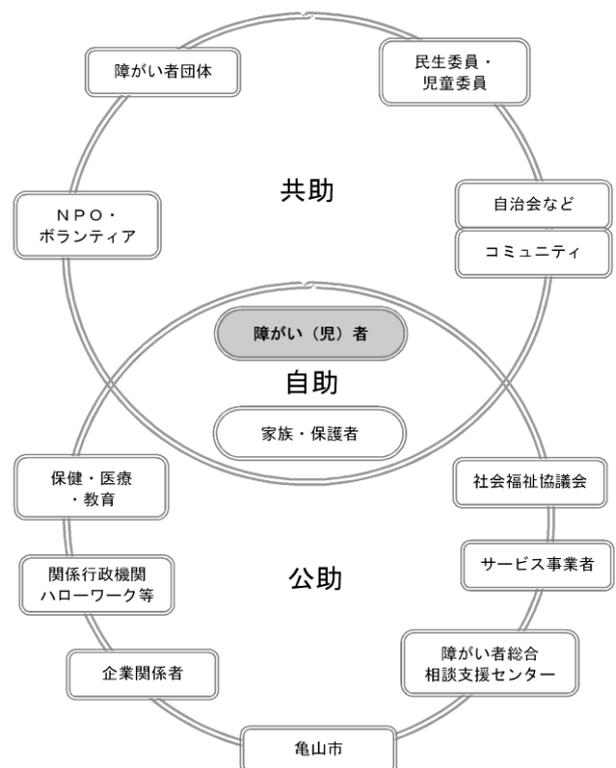
(3) 自立した生活のできるまちづくり

障害者自立支援法では、ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種類、程度を問わず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本としています。

本市においても障がいのある人の自立を支援し、安心して生活できるまちをめざします。

自立支援の中でも、特に就労に関する相談、情報提供、訓練等の能力に応じた就労移行支援を充実します。

図 地域ケアネットワーク図



□ 障害者福祉計画の実施目標と体系

本計画の実施目標並びに施策の体系を以下のように設定しました。

実施目標	施策の項目
1. 心のバリアを取り除く理解と交流の促進	1. 市民啓発の推進 2. 障害のある人とない人の交流の促進 3. 福祉教育の推進 4. 障害者団体との連携 5. ボランティア活動の推進 6. 生涯学習の推進
2. 健やかな暮らしのための保健・医療の充実	1. 保健・福祉・医療の連携 2. 障害や疾病の早期発見・早期治療 3. 生活習慣病予防の推進 4. 精神保健福祉施策の充実 5. 難病対策の充実
3. 障害のある子ども・人の育ちと学びの支援	1. 療育体制の充実 2. 障害児保育の充実 3. 特別支援教育の充実 4. 障害のある子どもを持つ家族の支援
4. 障害のある人が能力を発揮できる就労への支援	1. 職業能力向上支援 2. 雇用の場の確保と就労継続支援 3. 福祉的就労支援への充実
5. 障害者の自立した生活を支えるサービスの提供	1. 情報提供の充実 2. 相談体制の充実 3. 障害福祉サービスの充実 4. 自立を支えるサービスの提供 5. 福祉用具の利用 6. 経済的支援の充実 7. 障害のある人の権利擁護対策の充実
6. 地域で安全に安心して暮らせるまちづくり	1. ユニバーサルデザインのまちづくり 2. 住環境の整備 3. 防災・安全対策の充実 4. 地域で支えるネットワークづくり

⑤ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画

策定年月	平成19年7月
計画期間	平成19年度～平成22年度

三重県では、平成11年4月に制定した「バリアフリーのまちづくり推進条例」に基づく「バリアフリーのまちづくり推進計画」に沿って、バリアフリーのまちづくりに向けたさまざまな取組を進めてきましたが、社会環境の変化や新たな課題が明らかになってきました。このことから、だれもが暮らしやすいまちづくりを、より一層進めるため、平成19年4月に、条例を「ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改正するとともに、条例に基づく計画の見直しを行い、平成19年7月に、新たに「ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」を策定しました。

□ 計画の目指す姿

- 1 県民一人ひとりが「ユニバーサルデザインのまちづくり」を理解し、この考え方にに基づき行動しています
- 2 だれもが自由に移動しやすく、安全かつ快適に暮らしやすい環境が整っています
- 3 だれにとっても、使いやすいもの、良質なサービス、わかりやすい情報が提供されています

□ 計画の特徴

地域の思いを実現したり、課題を解決したりするために、県民一人ひとり、NPO、地域の団体、企業など多様な主体と行政とが、それぞれの個性や特徴に応じて役割を分担し、「公」を担う社会をめざす「新しい時代の公」の理念に基づき、次のような視点を重視して、ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。

1 県民の皆さんによる主体的取組を支えます

ユニバーサルデザインのまちづくりを進め、「めざす姿」を実現していくためには、県や市町といった行政だけでなく、県民一人ひとり、NPO、地域の団体、企業などが主体的に考え、行動できる環境づくりを大切にします。

2 当事者の視点を大切にします

ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるときには、日常生活でさまざまな不自由さや不便さを感じている人々の視点を生かしながら、より実効性のある取組とします。

3 協働を定着させます

三重県では、ユニバーサルデザインのまちづくりについて自主的・自発的な活動を行うユニバーサルデザインアドバイザーと企業や市町との協働による実践的な取組も生まれており、こうしたさまざまな主体による協働の取組を定着させていくことを大切にします。

資料編 2. 市民意識調査

(1) 関連計画に係るアンケート調査

① 総合計画にかかるアンケート調査（平成18年1月実施）

第1次亀山市総合計画の策定に向けた市民アンケート調査結果における、バリアフリー関連項目についての意向は次のとおりで、現状に対してはどちらかというとな否定的な意見が多くなっています。

◎ 亀山市の現状について

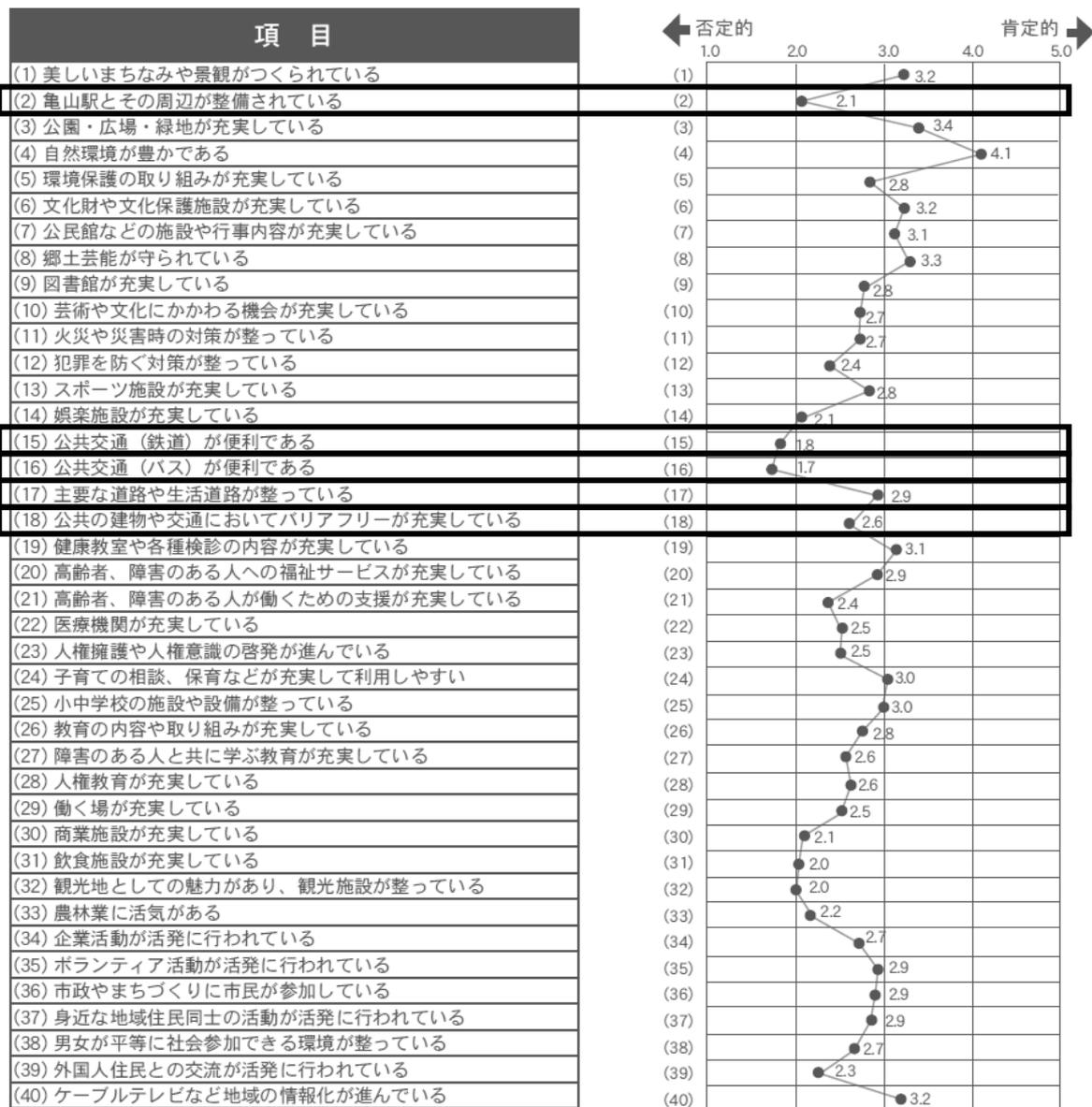


亀山市の現状をどのように感じていますか。

(1)～(40)の各項目について、「そう思う」、「やや思う」、「どちらとも言えない」、「あまり思わない」、「そう思わない」、「わからない」の中からそれぞれ1つずつ選んでください。

【回答者数：942】

■ 相対評価



また、まちづくりの重要度については、バリアフリー関連項目についてみると、いずれも重要度は高くなっています。

◎ まちづくりの重要度について

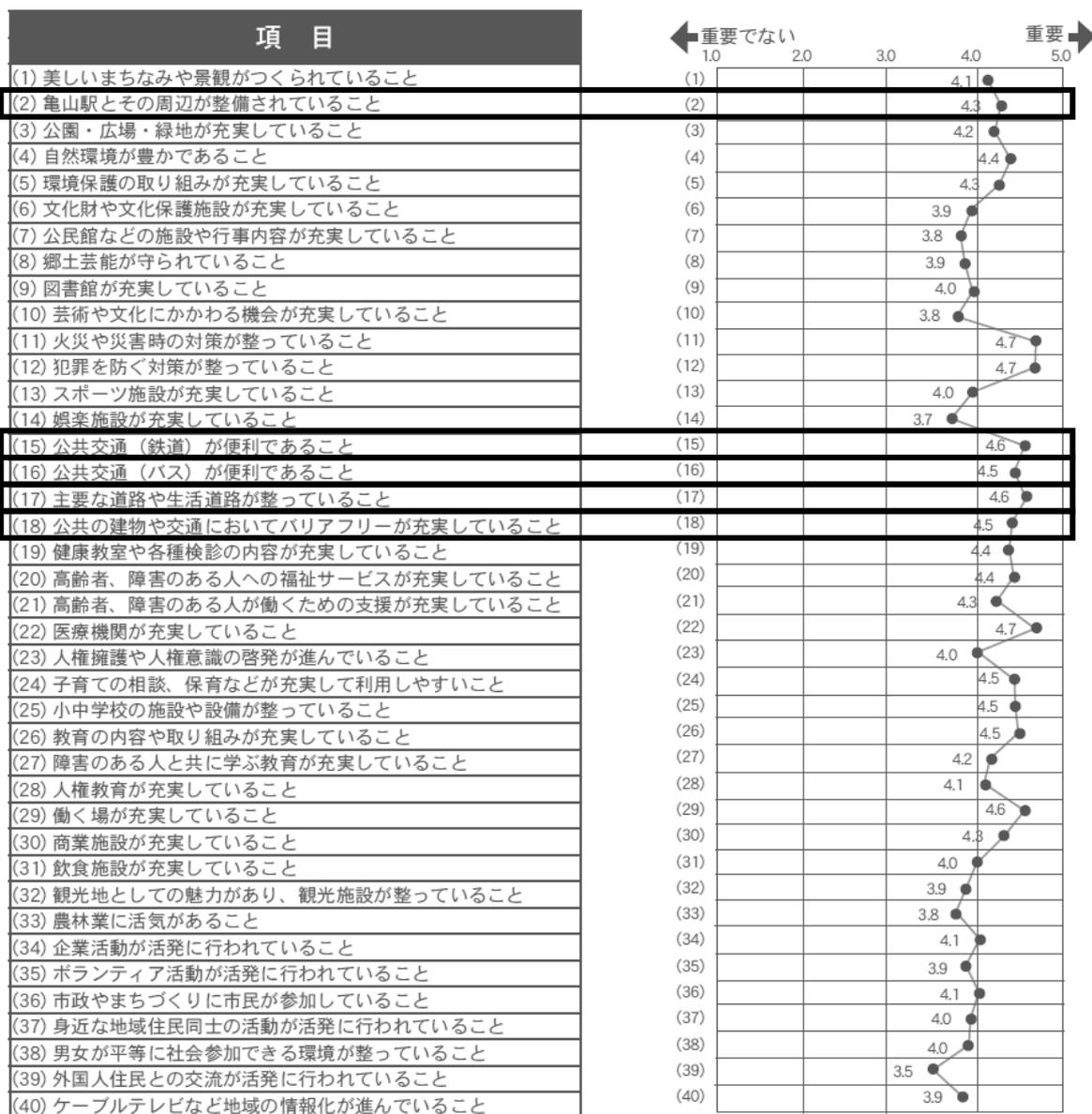


亀山市が魅力的なまちであるために重要なことは何だと思えますか。

(1)～(40)の各項目について、「重要」、「やや重要」、どちらとも言えない、「あまり重要ではない」、「重要でない」、「わからない」の中からそれぞれ1つずつ選んでください。

【回答者数：942】

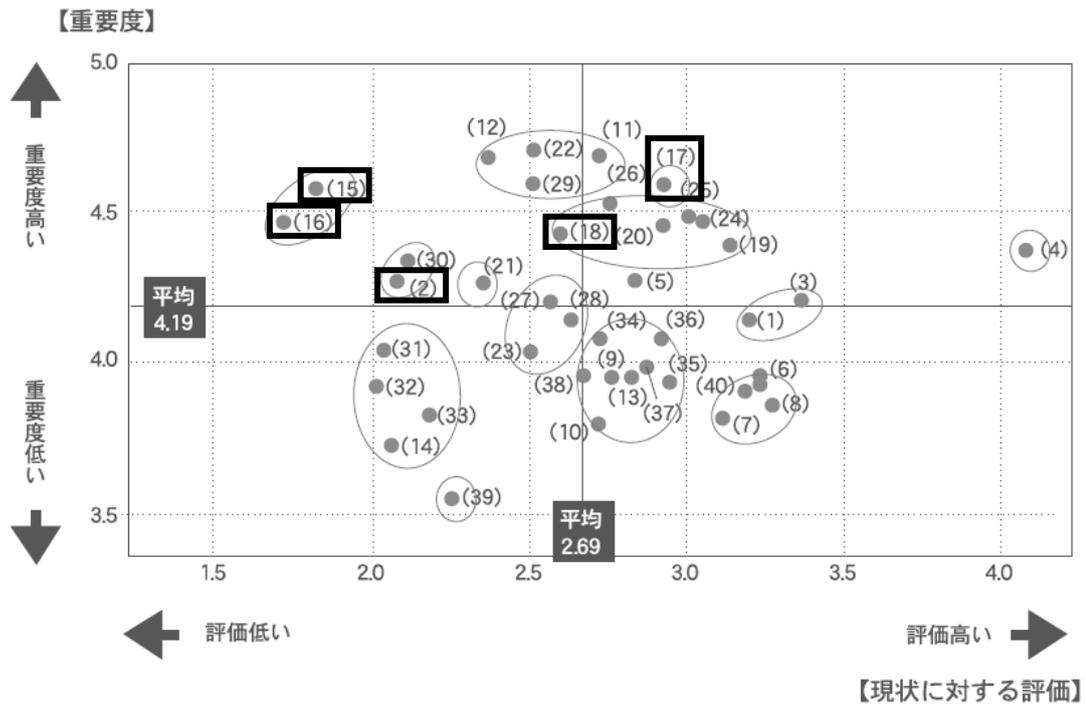
■ 相対評価



現状に対する評価とまちづくりの重要度との関連をみると、バリアフリー関連項目では現状の評価が低く、まちづくりの重要度が高くなっており、課題の解消を望む意向が強いことが市民アンケート調査からも伺えます。

◎ 亀山市の現状とまちづくりの重要度について（相関関係）

■ 「現状に対する評価」と「重要度」の相関関係図

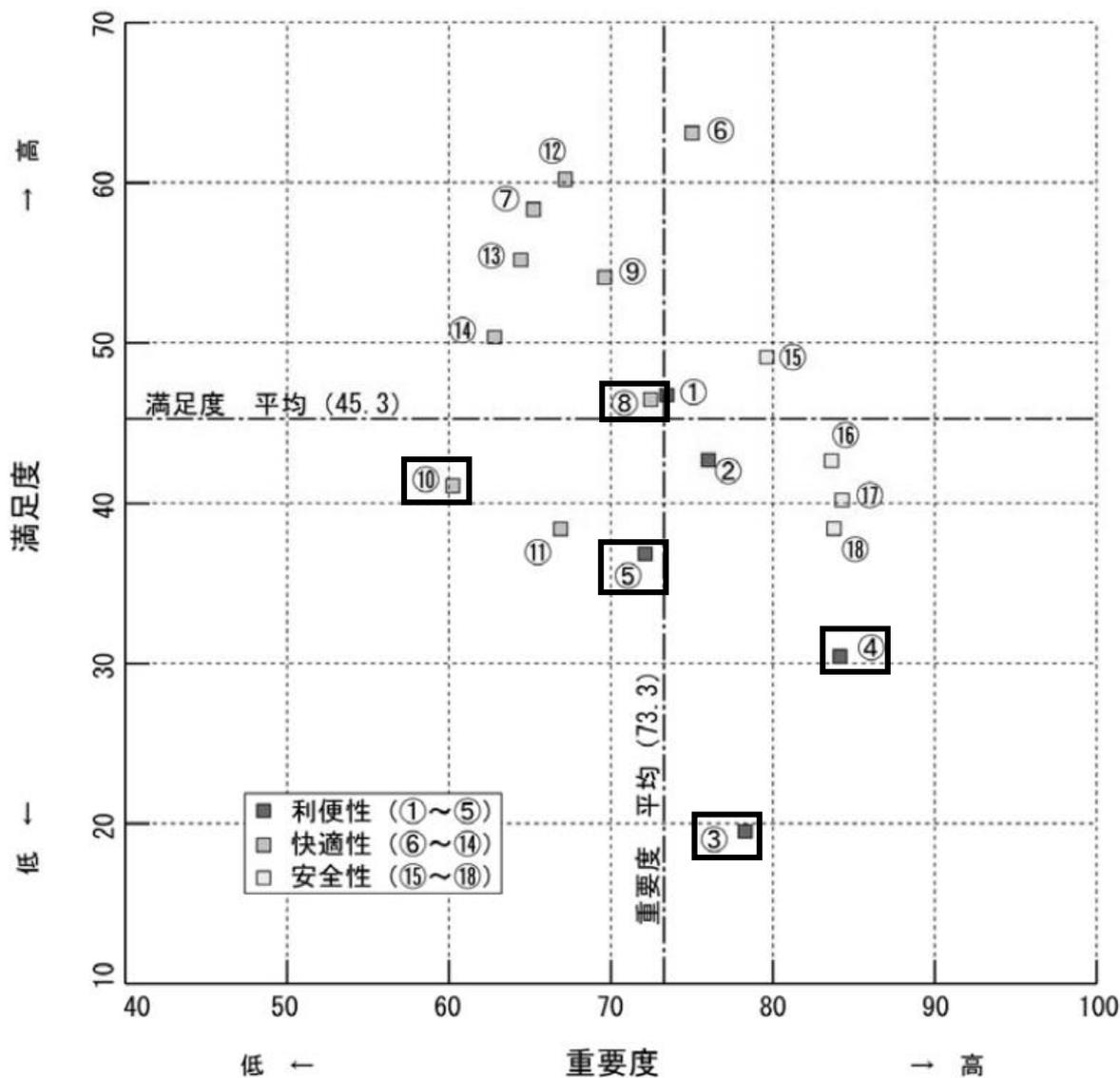


- | | |
|---------------------------------------|----------------------------------|
| (1) 美しいまちなみや景観がつけられている | ： (21) 高齢者、障害のある人が働くための支援が充実している |
| (2) 亀山駅とその周辺が整備されている | ： (22) 医療機関が充実している |
| (3) 公園・広場・緑地が充実している | ： (23) 人権擁護や人権意識の啓発が進んでいる |
| (4) 自然環境が豊かである | ： (24) 子育ての相談、保育などが充実して利用しやすい |
| (5) 環境保護の取り組みが充実している | ： (25) 小中学校の施設や設備が整っている |
| (6) 文化財や文化保護施設が充実している | ： (26) 教育の内容や取り組みが充実している |
| (7) 公民館などの施設や行事内容が充実している | ： (27) 障害のある人と共に学ぶ教育が充実している |
| (8) 郷土芸能が守られている | ： (28) 人権教育が充実している |
| (9) 図書館が充実している | ： (29) 働く場が充実している |
| (10) 芸術や文化にかかわる機会が充実している | ： (30) 商業施設が充実している |
| (11) 火災や災害時の対策が整っている | ： (31) 飲食施設が充実している |
| (12) 犯罪を防ぐ対策が整っている | ： (32) 観光地としての魅力があり、観光施設が整っている |
| (13) スポーツ施設が充実している | ： (33) 農林業に活気がある |
| (14) 娯楽施設が充実している | ： (34) 企業活動が活発に行われている |
| (15) 公共交通（鉄道）が便利である | ： (35) ボランティア活動が活発に行われている |
| (16) 公共交通（バス）が便利である | ： (36) 市政やまちづくりに市民が参加している |
| (17) 主要な道路や生活道路が整っている | ： (37) 身近な地域住民同士の活動が活発に行われている |
| (18) 公共の建物や交通においてバリアフリーが充実している | ： (38) 男女が平等に社会参加できる環境が整っている |
| (19) 健康教室や各種検診の内容が充実している | ： (39) 外国人住民との交流が活発に行われている |
| (20) 高齢者、障害のある人への福祉サービスが充実している | ： (40) ケーブルテレビなど地域の情報化が進んでいる |

② 都市マスタープランにかかるアンケート調査（平成20年1月実施）

「地域生活環境の評価」についてみると、特に本構想に関係する、快適性に関しては、「大きな公園の利用しやすさ」「遊び場や公園の利用」で満足度が低くなっています。

「地域生活環境の評価と取り組みの重要度」についてみると、今後の市の取り組みとして重要視されているものは、医療、福祉施設等の利用、公共交通の便利さ等の利便性の向上となっています。



① 日常の買い物の便利さ

② 通勤・通学の便利さ

③ 公共交通（バス・鉄道等）の便利さ

④ 病院、福祉施設等の利用のしやすさ

⑤ 行政サービス施設の利用のしやすさ

⑥ 居住環境（騒音・振動、日照・通風等）

⑦ 高速・幹線道路の利用しやすさ

⑧ 身近な生活道路、歩道等の利用しやすさ

⑨ 下水や雨水の排水

⑩ 大きな公園の利用しやすさ

⑪ 子供の遊び場や身近な公園の利用しやすさ

⑫ 周辺の山林や水辺地等の自然環境の豊かさ

⑬ 街路樹や敷地内の緑化等、まちの緑の豊かさ

⑭ まちの美しさ（歴史を感じさせるまちなみや連続性を感じさせるまちなみ等）

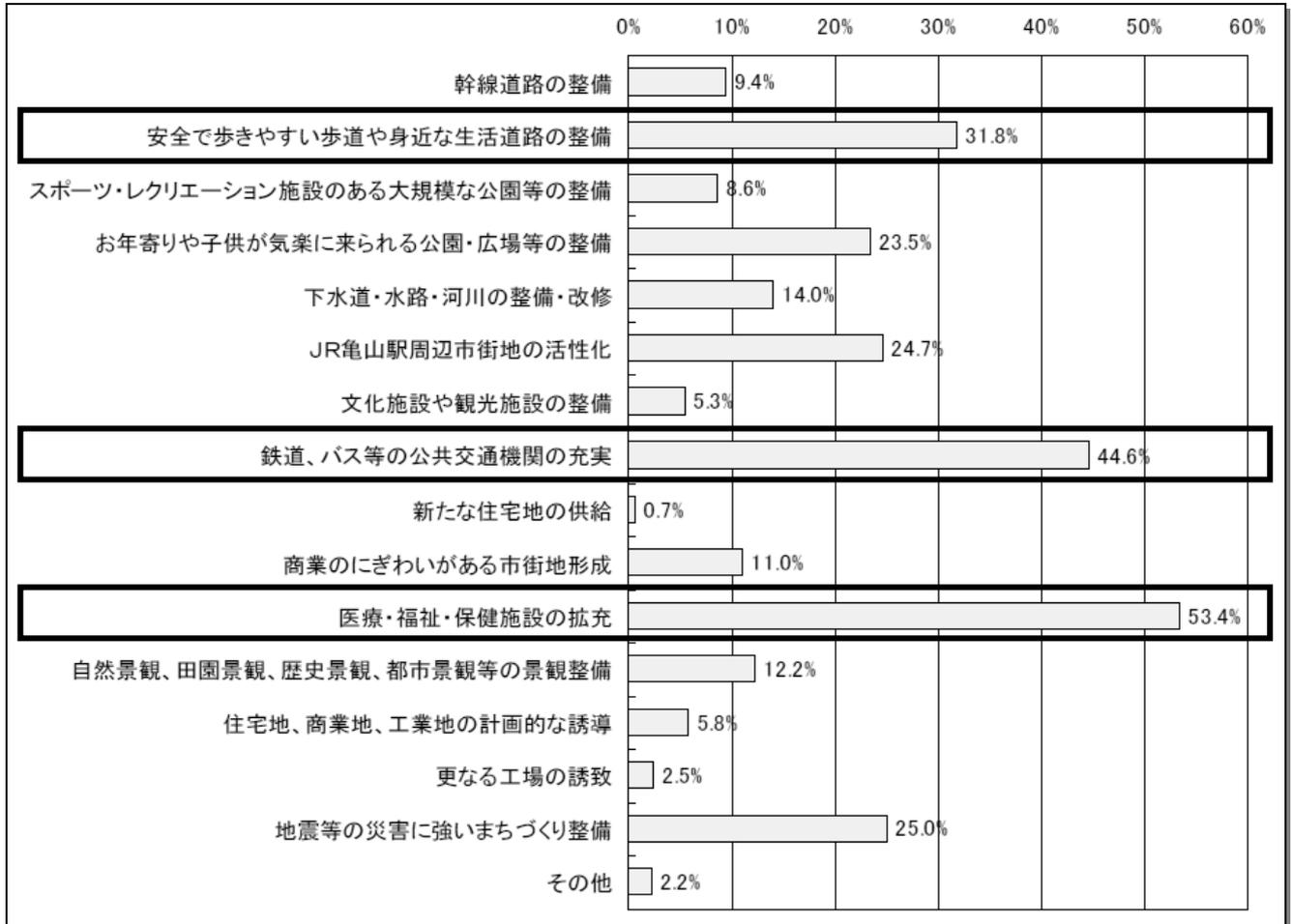
⑮ 風水害・地すべり等に対する安全性

⑯ 地震や火災に対する安全性

⑰ 犯罪に対する安全性

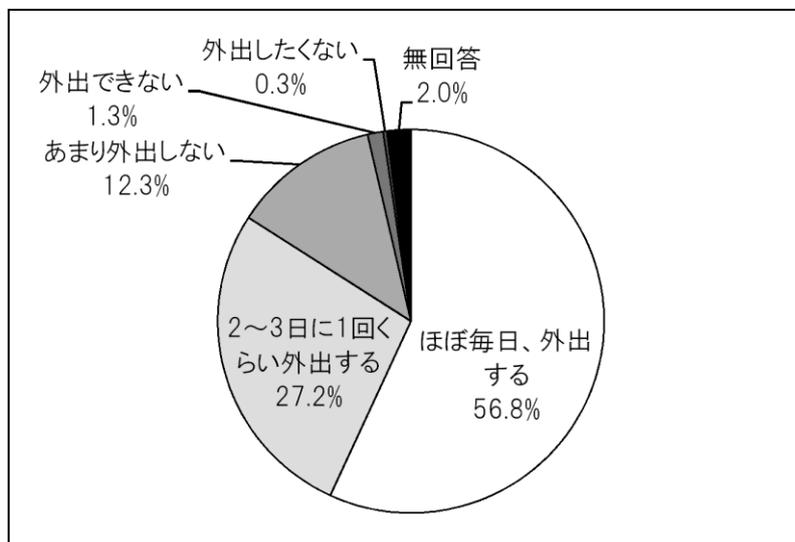
⑱ 交通事故に対する安全性

「今後の「亀山市のまちづくり」に望むもの」についてみると、亀山市が行う必要性が高い施策では、高齢社会を反映し「医療・福祉・保健施設の拡充」が最も多く、次いで現状の不満度が高い「公共交通機関の充実」となっています。また、安全性に係る「歩きやすい歩道や身近な生活道路の整備」などが上位にあがっています。



③ 高齢者保健福祉計画にかかるアンケート調査（平成17年5月実施）

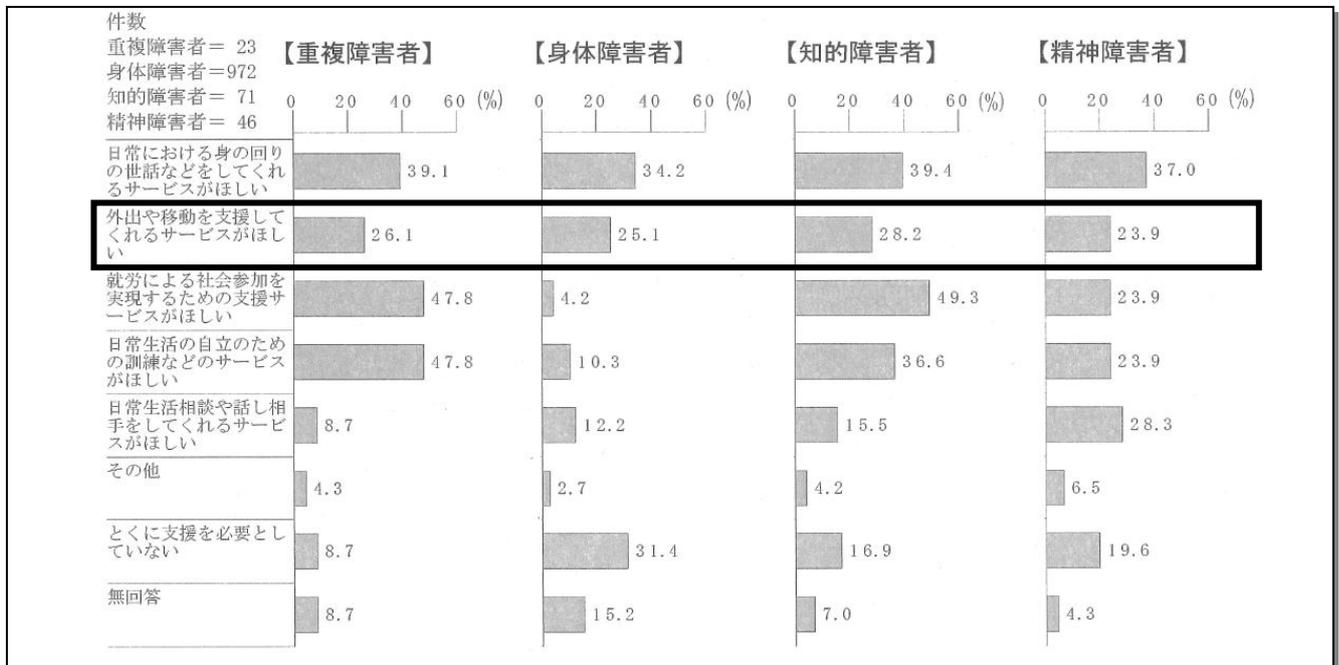
普段の外出頻度について、亀山市内の回答をみると、「ほぼ毎日外出する」が56.8%で最も多く、次いで「2～3日に1回くらい外出する」が27.2%と、概ね8割の高齢者は、普段外出していることがわかります。



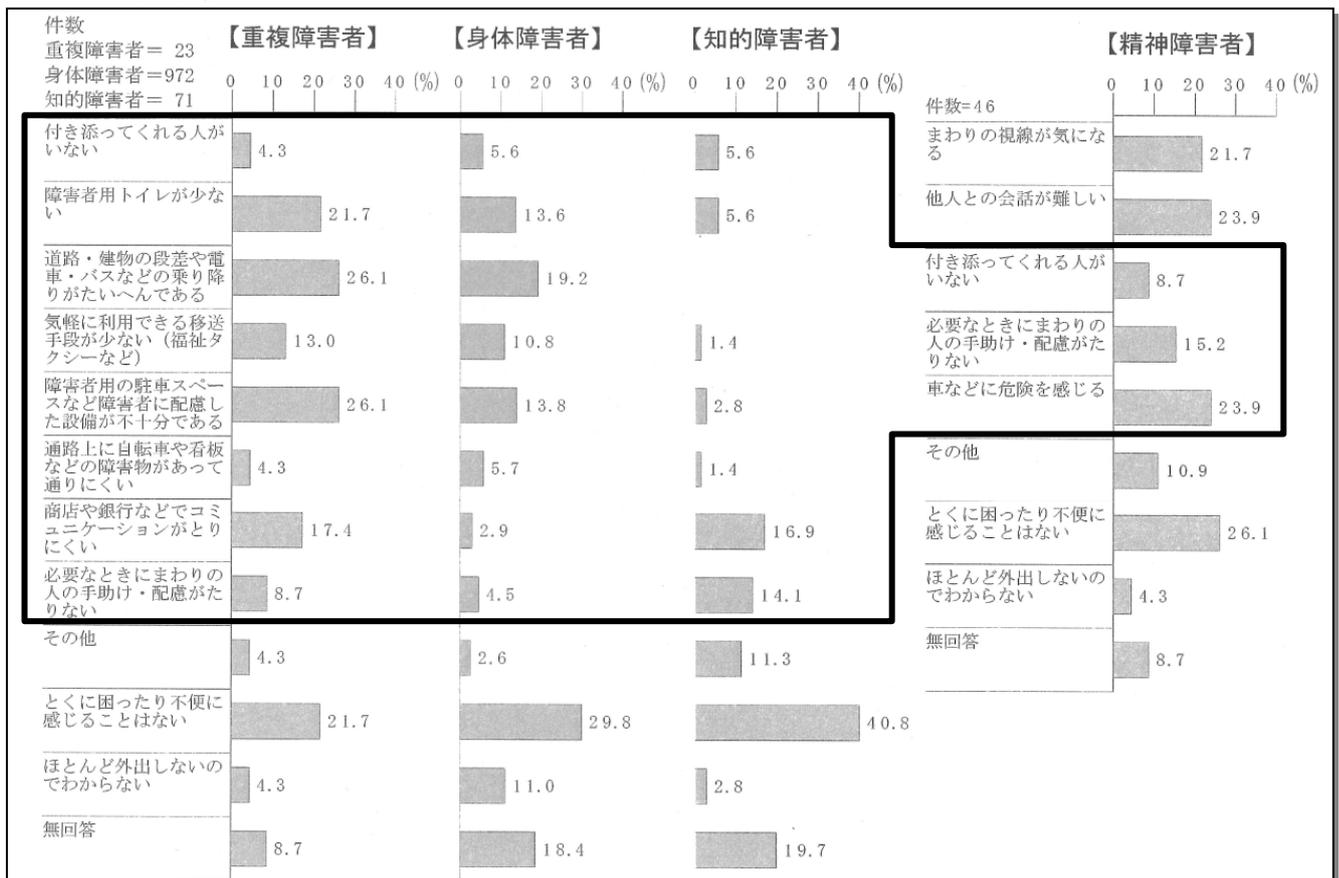
④ 障害者福祉計画・障害福祉計画にかかるアンケート調査

(平成18年10月実施)

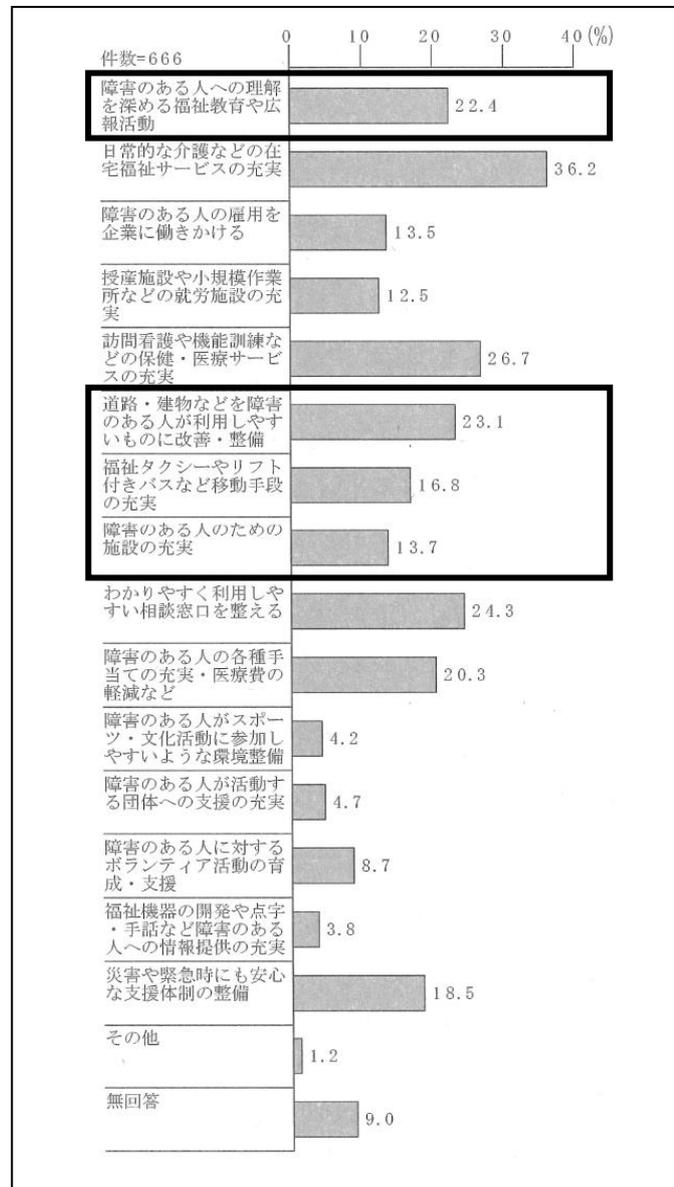
必要な支援やサービスについてみると、「外出や移動を支援してくれるサービスがほしい」と回答する割合が比較的高いことがわかります。



また、外出時に困ったり、不便に感じることについてみると、「障害者用トイレが少ない」「道路・建物の段差や電車・バスなどの乗り降りがたいへんである」「気軽に利用できる移送手段が少ない」「障害者用の駐車スペースなど障害者に配慮した設備が不十分である」と回答する方が多くなっています。



福祉施策の力点（一般市民）についてみると、「障害のある人にとって住みよいまちづくりに重要だと思うこと」は、「道路・建物などを障害のある人が利用しやすいものに改善・整備」（23.1%）、「障害のある人への理解を深める福祉教育や広報活動」（22.4%）と回答する割合が比較的高くなっています。



(2) 関連団体ヒアリング調査（意見交換会）

① 目的

関連する市内の団体を対象にヒアリング調査を実施し、道路や施設などに関する利用者の声を本構想づくりの参考とすることを目的としています。

② 日時と対象

ヒアリング（意見交換会）を実施した団体と実施日時は次のとおりです。

対象団体	日時	場所
身体障害者福祉協会	平成20年12月2日(火) 午前10時～	亀山市総合福祉センター あいあい 2F大会議室
NPO法人グリーンアップル	平成20年12月2日(火) 午後3時～	亀山市総合福祉センター あいあい 1Fミーティングルーム
老人クラブ連合会	平成20年12月4日(木) 午後2時45分～	亀山市総合福祉センター あいあい 2F大会議室
亀山駅周辺まちづくり研究会	平成20年12月8日(月) 午後7時30分～	亀山駅周辺まちづくり研究会事務所

③ ヒアリングの内容

ヒアリング(意見交換会)の内容は、次の項目に基づくものとし、亀山市全域を対象として、意見を伺いました。

1. バリア（障壁）の状況などについて

駅や公共施設、病院、商業施設などを利用する時に、不便と感じたこと、困ったこと

- (1) 施設周辺や施設同士をつなぐ道路や歩道の移動や利用について
- (2) 鉄道やバス・タクシーの利用について（駅、バス停、車内、他）
- (3) 施設の玄関周辺や施設外での移動や利用について（道路から玄関への経路、玄関前のスロープ、入口付近の階段、他）
- (4) 施設内での移動や利用について（エレベーター、受付、ドア、廊下、トイレ、他）
- (5) 駐車場の利用や移動について（1台分の駐車スペースの大きさ、障がい者用駐車場の利用、駐車場から施設への経路、他）

2. 改善の要望などについて

駅や公共施設、病院、商業施設などを、より利用しやすくするために、特に改善を望むこと

- (1) 施設周辺や施設同士をつなぐ道路や歩道
- (2) 鉄道やバス・タクシー（駅、バス停、車内、他）
- (3) 施設外（道路から玄関への経路、玄関前のスロープ、入口付近の階段、他）
- (4) 施設内（エレベーター、受付、ドア、廊下、トイレ、他）
- (5) 駐車場（1台分の駐車スペースの大きさ、障がい者用駐車場の利用、駐車場から施設への経路、他）

亀山市交通バリアフリー構想

平成21年3月

亀山市 企画政策部 企画経営室

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

TEL : 0595-84-5123 FAX : 0595-82-9685

E-MAIL : kikaku@city.kameyama.mie.jp